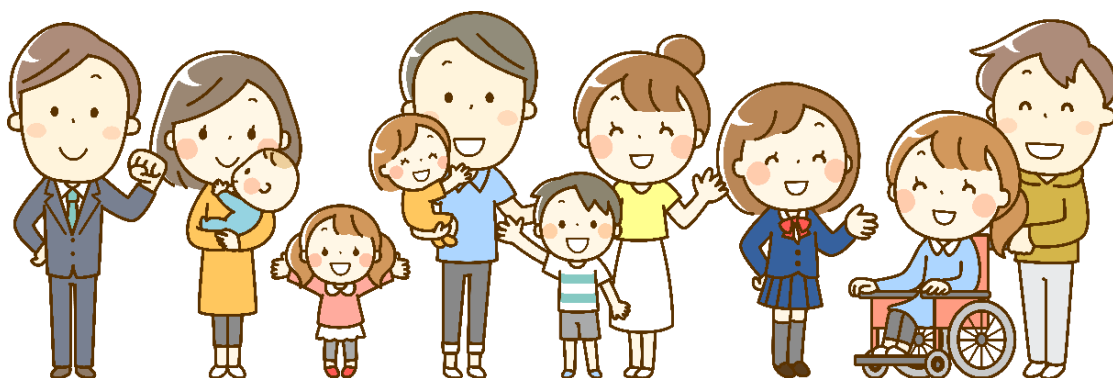


魚津市こども計画



令和8年3月

魚 津 市

はじめに

全てのこどもは、一人の人間として尊重され、自らの可能性を信じ、未来を切り拓く権利を持っています。令和5年4月に施行された「こども基本法」は、こどもを単に「守られるべき存在」としてだけでなく、自らの意見を表明し、社会に参加する「権利の主体」として捉え直すことを、私たち大人全てに求めています。これこそが、本市が目指す「こどもまんなか社会」の原点です。

本市ではこれまでも、子育て世帯の経済的負担の軽減や、少子化の現実と向き合いながら望ましい保育・教育環境を模索する適正配置等、こどもたちの「今」を守るための施策に注力してまいりました。しかし、こどもたちが直面する課題は、乳幼児期や学童期だけに留まりません。思春期から青年期(若者世代)にかけては、進路の悩み、複雑化する人間関係、社会への移行への不安等、多感で重要な時期特有の困難が存在します。こども基本法が目指す「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」を実現するには、この若者世代への眼差しを欠かすことはできません。

そこでこの度、従来の「第3期魚津市子ども・子育て支援事業計画」を、こどもの成長段階全体を包括する「魚津市こども計画」へと発展させます。「第3期魚津市子ども・子育て支援事業計画」で掲げる保育環境の向上や安全な生活環境の整備を推進すると同時に、若者の視点を新たに加えます。こどもや若者が、自らの想いや意見を安心して表明できる「居場所」と「機会」を保障すること。そして、その「声」を、私たち大人が真摯に受け止め、まちづくりに活かしていくこと。この「共創」のプロセスこそが、こどもたち・若者たちが自らの力で未来を創る力を育むと信じます。

本計画は、こどもと若者を「支援する」計画であると同時に、こどもと若者と「共に創る」計画です。また、保護者の皆様、地域の皆様、学校、NPO、企業、そして行政が、それぞれの立場で「こどもたちの最善の利益」を第一に考え、協働するための羅針盤とし、本市の未来を担う全てのこどもと若者が、その権利を保障され、自分らしく輝けるまちを実現するため、社会全体で取り組みを進めます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた魚津市子ども・子育て会議の皆様、貴重なご意見をいただいた市民・関係団体の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

魚津市長 村 椿 晃

<目次>

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定にあたって	1
2 計画の法的根拠と位置付け	6
3 計画の期間	7
4 計画の対象	8
5 策定体制	8
第2章 魚津市のこども・若者・子育てを取り巻く環境	9
1 統計に見る魚津市の状況	9
2 こども・若者・子育て支援の現状	20
3 現状・課題	24
第3章 計画の基本理念と施策の体系	27
1 計画の基本理念	27
2 基本方針	28
3 施策体系	30
第4章 施策の展開	31
基本方針1 教育・保育環境を充実する	31
施策目標1 多様な保育ニーズに応じた教育・保育の提供	31
施策目標2 多様な主体による教育・保育の実施及び質の向上	33
施策目標3 産前・産後の休業及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用の支援	34
基本方針2 子育てを支える地域をつくる	35
施策目標1 地域における子育て支援の充実	35
施策目標2 子育て支援のネットワークの充実	37
施策目標3 ボランティア活動の推進	38
施策目標4 家庭や地域の教育力の向上	39
基本方針3 母と子の健康を支える	40
施策目標1 母子保健サービスの充実	40
施策目標2 小児医療の充実	43
基本方針4 こども・若者の成長を促す	44
施策目標1 こども・若者の心と体の健全育成	44
施策目標2 安心して生活できる環境の実現	46
施策目標3 若者からの相談体制の充実	48
基本方針5 子育てと仕事の両立を支える	50
施策目標1 職場環境の整備及び啓発	50
施策目標2 家庭での子育て協力体制の構築	51
施策目標3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実	52

施策目標4 放課後児童支援施策の充実	53
基本方針6 全てのこどもの権利を守る	54
施策目標1 こどもの権利の保障	54
施策目標2 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実	55
施策目標3 こどもの貧困対策の充実	57
施策目標4 いじめ防止・不登校のこども対策の充実	59
施策目標5 障がい児施策の充実	60
成果指標	61
第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策	64
1 子ども・子育て支援制度の事業体系	64
2 教育・保育提供区域の設定	64
3 幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保の内容	66
4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容	69
5 保育施設等の今後のあり方	82
第6章 推進体制	86
1 子ども・子育て会議での計画の評価と点検	86
2 庁内の推進体制	86
3 市民・地域、関係団体等との協働	86
4 広域調整や県との連携	86
資料編	87
1 意向調査結果	87
2 関係者ヒアリング調査結果	107
3 小学生へのアンケート調査結果	114
4 ヤングケアラーに関するアンケート調査結果	119
5 高校生へのアンケート調査結果	127
6 若者へのアンケート調査結果	131
7 若者に関する国・県の統計資料	148
8 計画策定の経過	149
9 子ども・子育て会議設置要綱	150
10 子ども・子育て会議委員名簿	152
11 少子化対策推進庁内会議設置要綱	153
12 用語解説	155

「こども」の表記について

本計画においては、ひらがな表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「子供」表記を使用する場合があります。

【参考】

こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

(1) 特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いる。

(2) 特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
- ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名等)
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

本計画内の担当課名等は、令和8年4月に実施される市組織変更後の課名で記載してあります。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定にあたって

(1)計画策定の背景と趣旨

わが国の出生数は減少の一途を辿り、令和6年には約 69 万人と過去最低を更新しました。出生数の減少は9年連続で、少子化に歯止めがかかっていないどころか、少子化のスピードが加速している状況が改めて浮き彫りとなっています。

一方で、出生数は減少しているものの、共働き世帯の増加や養育者を取り巻く環境の変化等により、低年齢児の保育ニーズはますます高まっています。また、核家族化の進行や高齢者の就労機会の増加、地域のつながりの希薄化により、祖父母等の身近な人から子育てに関する支援や協力を得ることが困難な環境となっており、中には、子育てに対する負担感や不安感、孤独感を抱える保護者も少なくありません。また、こどもにおいては、貧困や虐待のほか、ヤングケアラー¹、学校等でのいじめや不適切な指導等から、こどもを守る権利擁護が重要な課題となっています。このように子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、安心してこどもを産み、健やかに育てられる環境の整備と、子育て家庭をライフステージ²に応じて切れ目なく支援していくことがますます必要になっています。加えて、若者を取り巻く環境としては、雇用問題、引きこもり³、精神的な健康問題等多様で複雑な課題があり、若者の孤立や将来への不安が増しています。若者の多様なニーズに対応し、可能性を最大限に引き出すため、職業訓練や就職支援、相談窓口の充実、居場所づくり、社会参加の機会創出等の支援体制を確立し、若者の社会的・経済的自立を促す施策を包括的に推進することが求められています。

そのような背景のもと、国においては、こども・若者・子育てに対する包括的な支援を実現するための司令塔として「こども家庭庁」が令和5年4月に設置され、全てのこどもが健やかに成長し、その権利が保障される社会を実現するための基本法として「こども基本法」が施行されました。また、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略方針」が令和5年6月に閣議決定され、2030 年代に入るまでのこれから数年がラストチャンスと捉え、令和6年度からの3年間で集中的に取り組むこども未来戦略「加速化プラン」を実施しています。

本市では、次世代を担うこどもたちの未来を切れ目なく支援する環境整備を目指し、令和7年3月に「第3期魚津市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第3期計画」という。)を策定し、「ともに育み、未来につなぐ、こどもまんなかのまち“うおづ”」をスローガンに家庭、地域、企業、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

この度、第3期計画を引き継ぎつつ、本市におけるこども・若者施策及び子育て施策を総合的・計画的に推進するため「魚津市こども計画」を策定し、「こどもまんなか社会⁴」の実現を図ります。

¹ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどもや若者のこと。

² 人生の大きな変化を節目で区切った、それぞれの段階のこと。

³ 様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則的に6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

⁴ 年齢に関わらず、全てのこどもや若者が大切な存在として尊重され、将来にわたって幸せな生活ができるよう、社会全体で目指していく社会のこと。

(2)こども・若者・子育て支援施策の動向(令和2年度以降)

○「子ども・若者育成支援推進大綱」の策定(令和3年4月)

令和3年4月に、子ども・若者育成支援推進法⁵に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」の第3次が策定されています。コロナ禍の中、こども・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増していたことを踏まえて、全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、地域や家庭、学校等が協力してこども・若者の健全育成に取り組んでいくことが示されています。

○「こども基本法」の施行(令和5年4月)

令和5年4月1日に、「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として「こども家庭庁」が発足し、同日にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約⁶の精神に則り、全てのこどもや若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

○「こども大綱」及び「こども未来戦略」の策定(令和5年12月)

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。本大綱では、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。

また、同年12月には、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していく総合的な対策として、「こども未来戦略」が閣議決定されました。戦略では、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン⁷」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの具体的な施策が示されています。

⁵ こども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の支援を目的として平成22年4月に制定された。

⁶ 全ての児童の基本的な人権の尊重と保護の促進を目的とする条約。18歳未満を「児童」と定義し、幅広く児童の持つ権利を定め、権利の尊重のために必要となる事柄を詳細に定めている。

⁷ 少子化対策を加速させるため、児童手当の抜本的拡充や、育児期を通じた柔軟な働き方の推進等、若い世代の所得向上や子育て世帯への支援を強化する計画。

○「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめての100 か月育ちビジョン)」の策定(令和5年12月)

こどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100 か月」を支えるため、こどもの権利と尊厳を守り、安心と挑戦の循環を通じてウェルビーイング⁸を向上させることを目指しています。また、保護者・養育者の成長を支援し、社会全体でこどもの育ちを支える環境を整備することが重要であるとしています。国や地方公共団体、専門職、地域社会が連携し、こども施策を推進することで、次世代の社会を担うこどもの健やかな成長を保障することを目的としています。

○「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定(令和5年12月)

全てのこどもたちが安心して過ごせる「居場所」を持てる社会を目指し、そのための基本的な考え方を示しています。物理的な場所だけでなく、人との関係性やオンライン空間⁹も居場所となり得るという、居場所の多様性を重視しています。こどもたちの意見を尊重し、彼らの主体性を大切にしながら居場所づくりを進めること、そして居場所を「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」の4つの視点から推進していくことが述べられています。国や地方公共団体、民間団体、地域住民、学校、企業等、様々な関係者の連携・協働が不可欠とされています。

○「児童福祉法」の改正(令和6年4月)

令和6年4月に施行された改正児童福祉法では、児童虐待¹⁰相談対応件数が20万件を超える等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センターの設置」の努力義務化、訪問による家事支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」、児童の居場所づくりの支援として「児童育成支援拠点事業」、親子関係の形成の支援として「親子関係形成事業」等を行う事業の新設等が示されています。

○「次世代育成支援対策推進法」の一部改正(令和6年5月)

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とし、平成15年7月に制定されました。平成27年3月までの10年間の時限立法でしたが、平成26年4月の改正法及び令和6年5月の改正法により、令和17年3月31日まで延長されました。この法律に基づき、地方公共団体及び従業員101人以上の事業主に対し、行動計画の策定が義務付けられています。

○「子ども・子育て支援法」の改正(令和6年6月)

⁸ well(よい)とbeing(状態)からなる言葉で、個人や社会が「よい状態であることを意味する。

⁹ 主にコンピューターやネットワークによって構築された仮想的な空間。

¹⁰ 児童の周囲の人間(保護者、学校教師、施設職員等)が、児童に対して、繰り返しあるいは習慣的に暴力を振るったり、冷酷・冷淡な接し方をしたり、または育児放棄(ネグレクト)をすること。

「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、改正子ども・子育て支援法が令和6年6月に成立しました。具体的には、児童手当¹¹の抜本的な拡充、出産等の経済的負担軽減、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の創設、「産後ケア事業」の計画的な提供体制の整備等が盛り込まれています。

○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正(令和6年6月)

令和6年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、「こどもの貧困の解消」が明記されるとともに、「貧困により、こどもが養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと」等、貧困によって生じる具体的な課題が明示されました。また、こどもの貧困の解消に向けた対策として、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

加えて、貧困対策の指標の一つとしてひとり親世帯の養育費受領率の向上が盛り込まれています。

○「富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画」の策定(令和7年3月)

急速に進む少子化や子育て家庭が抱える課題に対応するため、地域全体で子育てを支援し、安心してこどもを産み育てられる社会の実現を目指す計画です。希望する方に対して結婚から妊娠・出産、子育て、そして教育まで、切れ目のない支援を総合的に推進することを基本方針としています。

具体的には、希望する方に対する出会いの場の創出や結婚支援、妊娠・出産に関する経済的・精神的サポート、多様な保育サービスの提供、地域の子育て支援拠点の充実、男性の育児参画の促進、仕事と子育ての両立支援、経済的負担の軽減等が盛り込まれています。

○「プレコンセプションケア¹²推進5か年計画」の策定(令和7年5月)

性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実を目指すものです。特に若い世代に対し、妊娠前から将来の妊娠・出産を見据えた健康管理の重要性を啓発し、より健康な状態で妊娠・出産に臨めるよう支援することを目的としています。具体的な取り組みとして、知識の深化、情報提供、自治体・企業・教育機関等でのサポート、人材育成、そして一般相談から専門相談まで多岐にわたる相談支援体制の強化が盛り込まれています。これにより、医療の進歩だけでは改善が鈍化している母子保健指標¹³をさらに向上させ、生涯を通じた女性の健康を支える社会の実現を目指します。

¹¹ 高校生年代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している者に支給される手当。

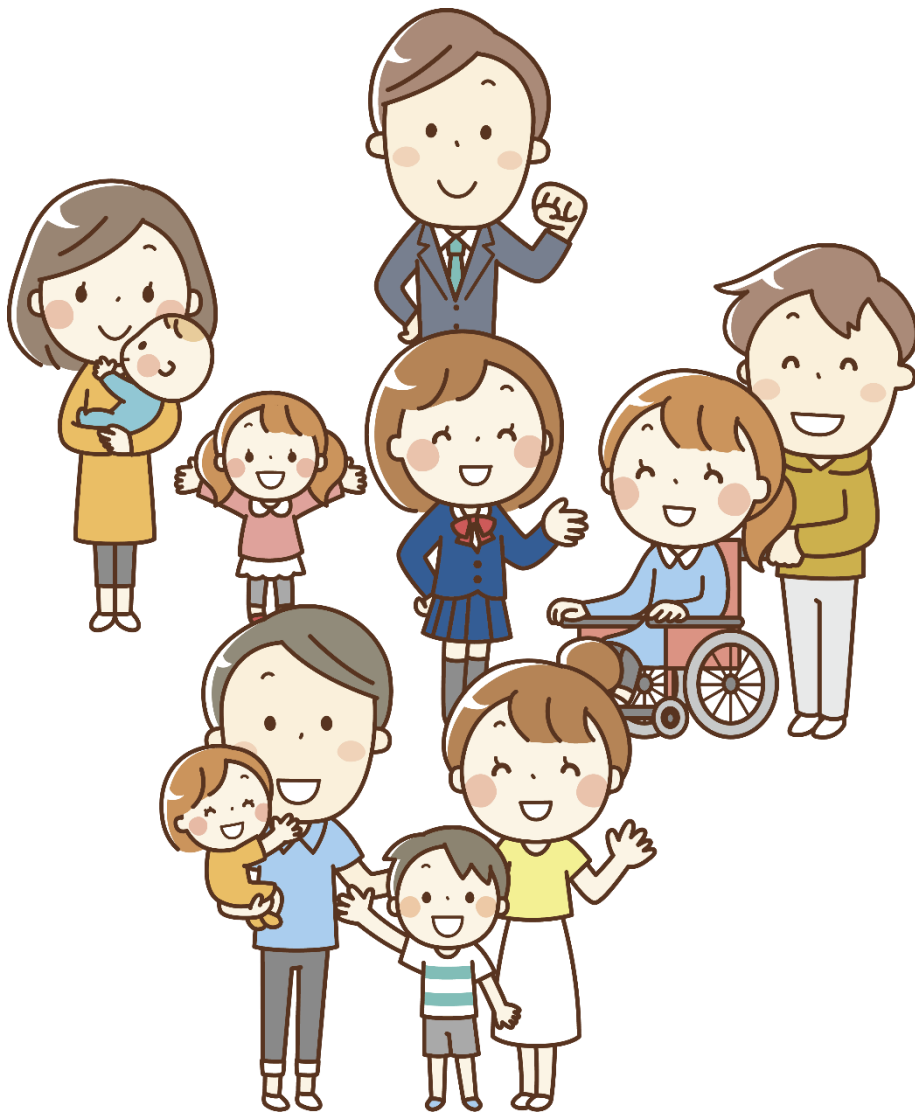
¹² 性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

¹³ 乳児死亡率、新生児死亡率、周産期死亡率等、母子の健康状態や、地域保健活動の効果を測るための統計的な数値。

○「こどもまんなか実行計画 2025」の策定(令和7年6月)

こども家庭庁が中心となり、こども基本法とこども大綱に基づき策定された、こども施策に関する総合的な計画です。こども・若者を権利の主体として尊重し、その意見を聴きながら施策を推進することを重視しています。

主な柱として、「困難に直面するこども・若者への支援」、「質の高い育ちの環境提供と少子化対策」、「『こどもまんなか』の基礎となる環境づくり」の3つを掲げ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を目指します。貧困、いじめ、不登校、虐待といった課題への対策に加え、若い世代の所得向上や希望に応じた結婚・子育て支援も盛り込まれています。多岐にわたる分野の関係機関が連携・協働し、こどもたちが安心して成長できる社会の実現を目指します。



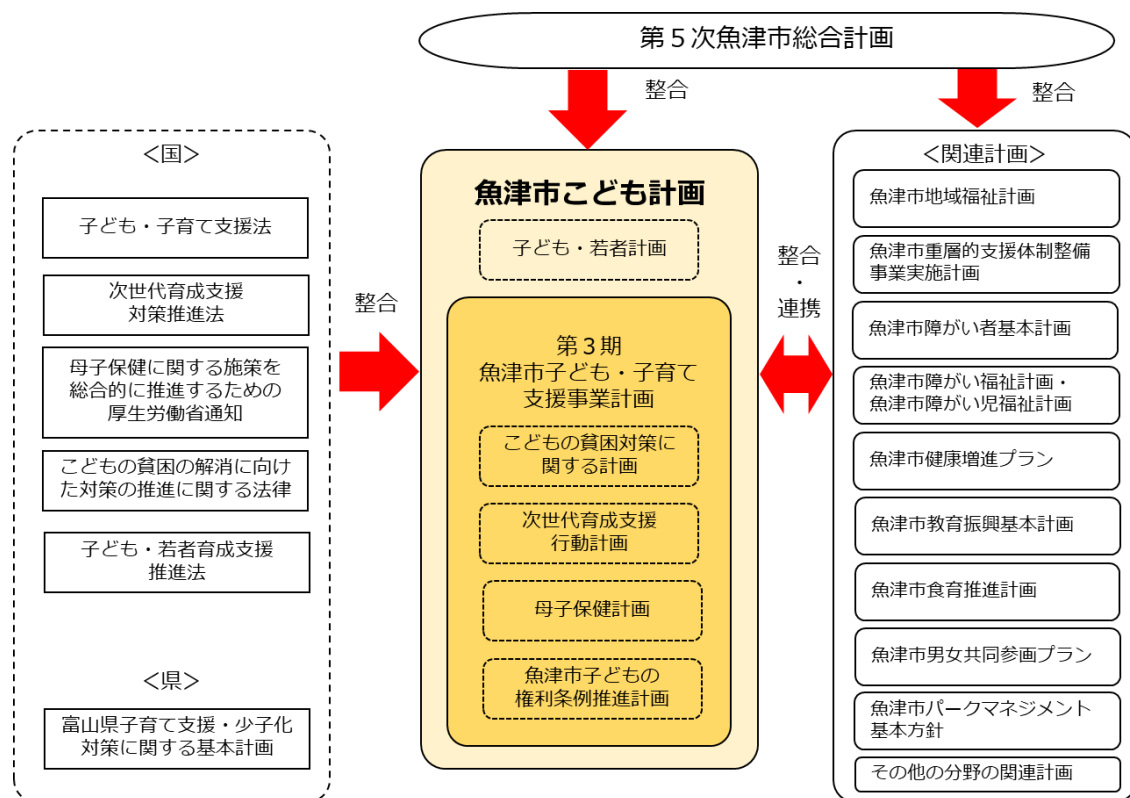
2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。国の「こども大綱」及び「富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画」を勘案し、本市のこども施策について定めるものとします。

また、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、母子保健に関する施策を総合的に推進するための母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」、魚津市子どもの権利条例¹⁴第12条第1項に基づく「推進計画」と一体的に策定しています。

さらに、本計画は、市の最上位計画である「第5次魚津市総合計画」が掲げる基本方針や将来像をもとに、市地域福祉計画をはじめ、市重層的支援体制整備事業実施計画、市障がい者基本計画、市障がい福祉計画・市障がい児福祉計画、市健康増進プラン、教育振興基本計画等との整合及び連携を図りながら策定しています。

なお、本計画の推進にあたっては、国連サミットで採択された「SDGs¹⁵」(持続可能な開発目標)の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。



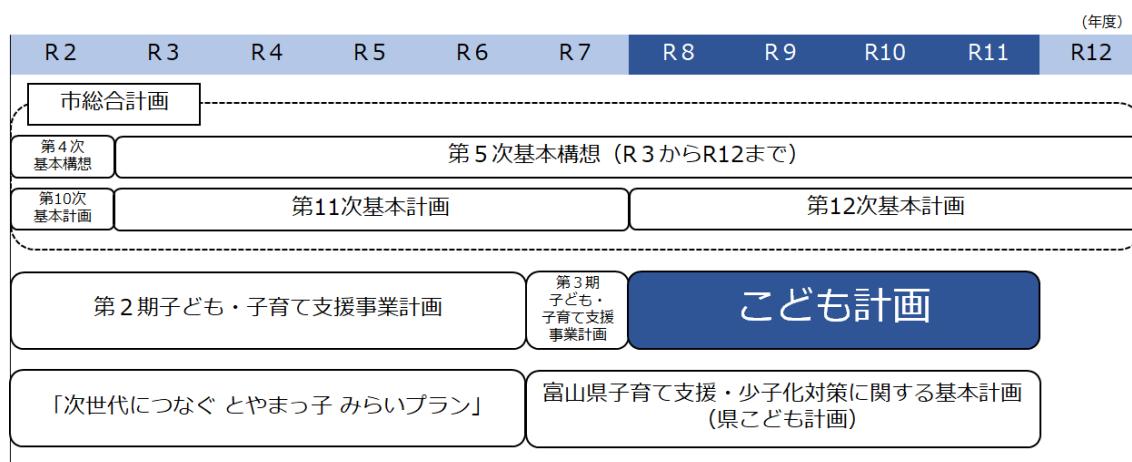
¹⁴ こどもの権利を尊重するとともに、こどもの権利を保障することを推し進め、こどもの最善の利益を確保することを目的として定められた条例。

¹⁵ 「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略。2016年から2030年の間に達成を目指す国際目標で、貧困削減、格差是正、気候変動対策等、17の目標と169のターゲットから成る。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。

ただし、こども・若者・子育てを取り巻く社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の対象

本計画のこども施策の対象は、「こども」「若者」「子育て当事者」とします。

「こども」とは、こども基本法第2条において、「心身の発達の過程にある者」「大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者」と定められています。また、こども大綱においては、乳幼児期・学童期・思春期・青年期の者とされています。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、「子供・若者育成支援推進大綱」において思春期から青年期の者までとされています。また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する40歳未満の者等(ポスト青年期)ともされています。

これらを踏まえ、本市の計画において「こども」とは、乳幼児期から青年期までの者とし、「若者」とは、思春期からポスト青年期までの者として表記します。

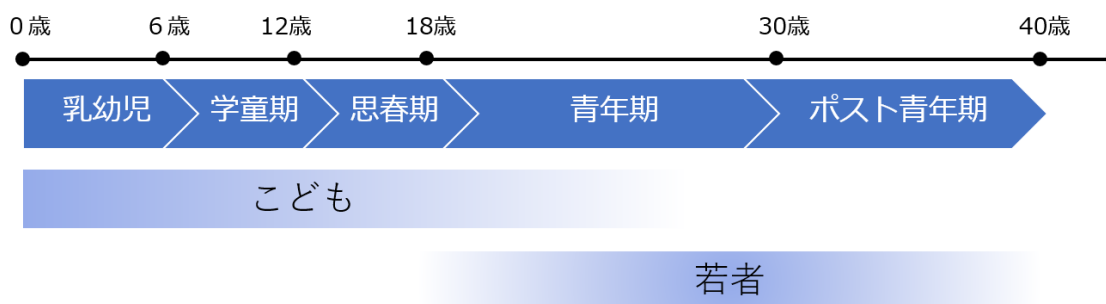
※乳幼児期…………… 義務教育年齢に達するまで(0～5歳)

学童期…………… 小学生年代(6～12歳)

思春期…………… 中学生年代からおおむね18歳まで

青年期…………… おおむね19歳からおおむね20歳代後半

ポスト青年期…… おおむね20歳代後半からおおむね40歳未満



5 策定体制

本計画の策定にあたっては、「魚津市子ども・子育て会議」を設置し、有識者や教育・保育の関係者、住民等の意見を踏まえ検討・策定しました。

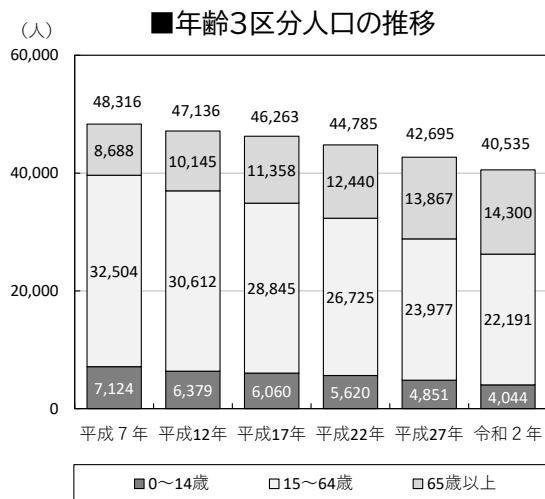
第2章 魚津市のこども・若者・子育てを取り巻く環境

1 統計に見る魚津市の状況

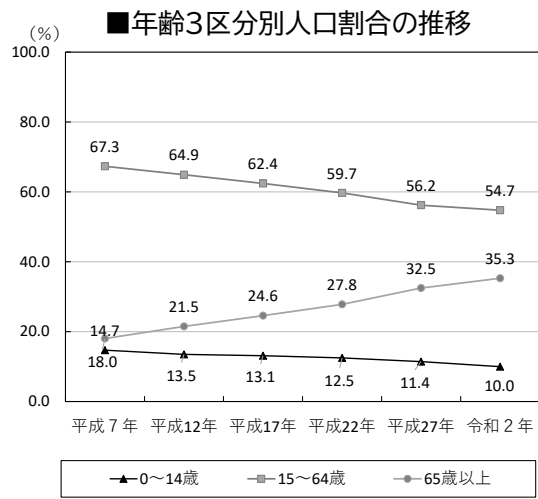
(1)人口・世帯の状況

年齢3区分の人口推移をみると、総人口は減少し続けています。年少(0～14 歳)人口と生産年齢(15～64 歳)人口が減少しているのに対して、高齢(65 歳以上)人口は増加を続けており、令和2年で高齢化率(高齢者人口割合)は 35.3%と、平成22年よりも 7.5 ポイント上昇しています。

人口ピラミッドでみると、いわゆる団塊世代、団塊ジュニアの世代が多いのに対し、若年世代(15～39 歳)は少なくなっています。その中でも、この年代は男性に比べて女性の人口が8割程度であり男女のバランスが崩れているため、今後の出生数への影響が懸念されます。

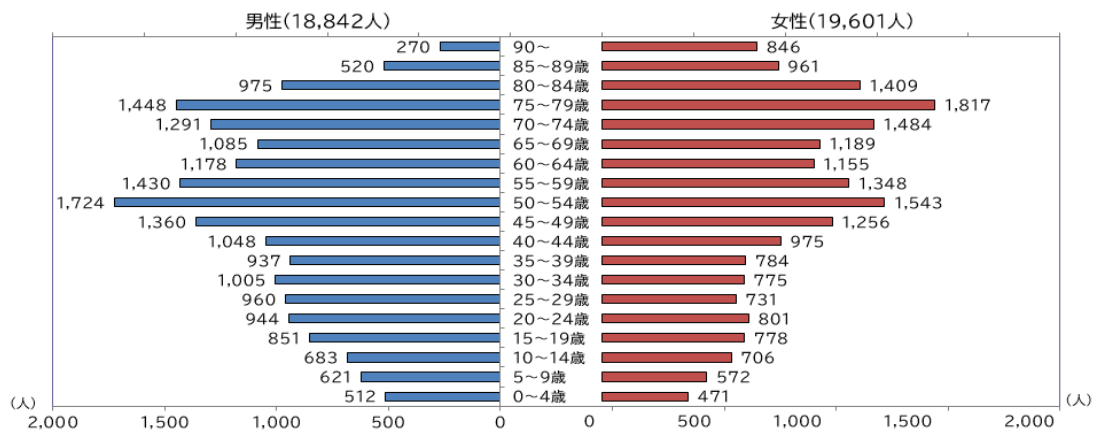


資料:国勢調査



資料:国勢調査

■人口ピラミッド(令和7年4月1日現在)



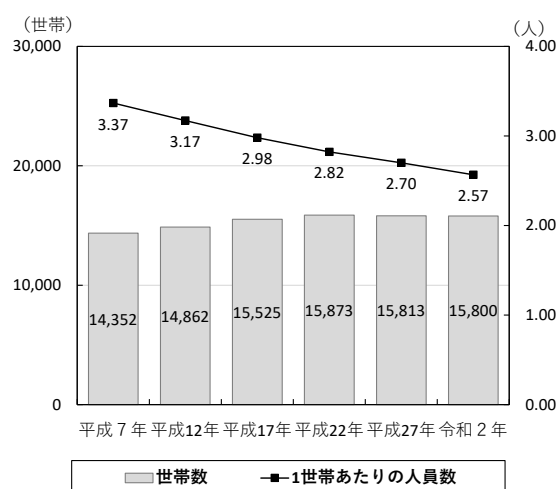
資料:住民基本台帳

世帯数・1世帯あたり人員数の推移をみると、「世帯数」は平成22年まで増加し続け、それ以降は横ばいで推移しています。一方で、「1世帯あたり人員数」は減少し続けており、令和2年には2.75人と、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

家族類型別世帯割合の推移をみると、「核家族以外の親族世帯」の割合が大きく減少する一方で、「単独世帯」が大きく増加し、令和2年には31.3%と3割を超えています。

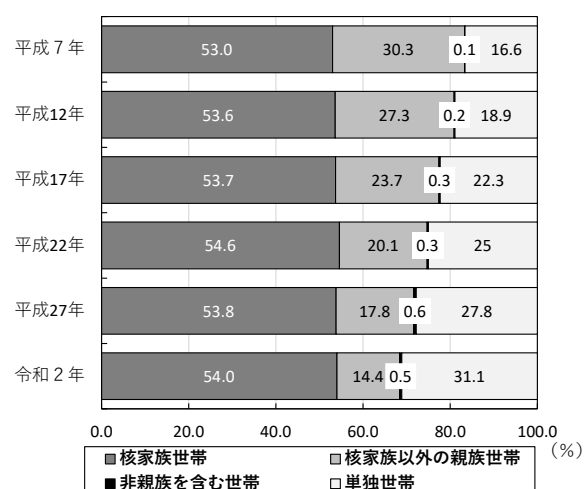
核家族世帯の内訳をみると、出生数の減少や高齢化の進行にともない、「夫婦のみの世帯」の割合が増加し続け、「夫婦とこどもからなる世帯」は減少し続けています。また、ひとり親世帯の割合は、平成27年には18.5%、令和2年には18.4%と2割近い割合で推移しています。

■世帯数・1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

■家族類型別世帯割合の推移



資料：国勢調査

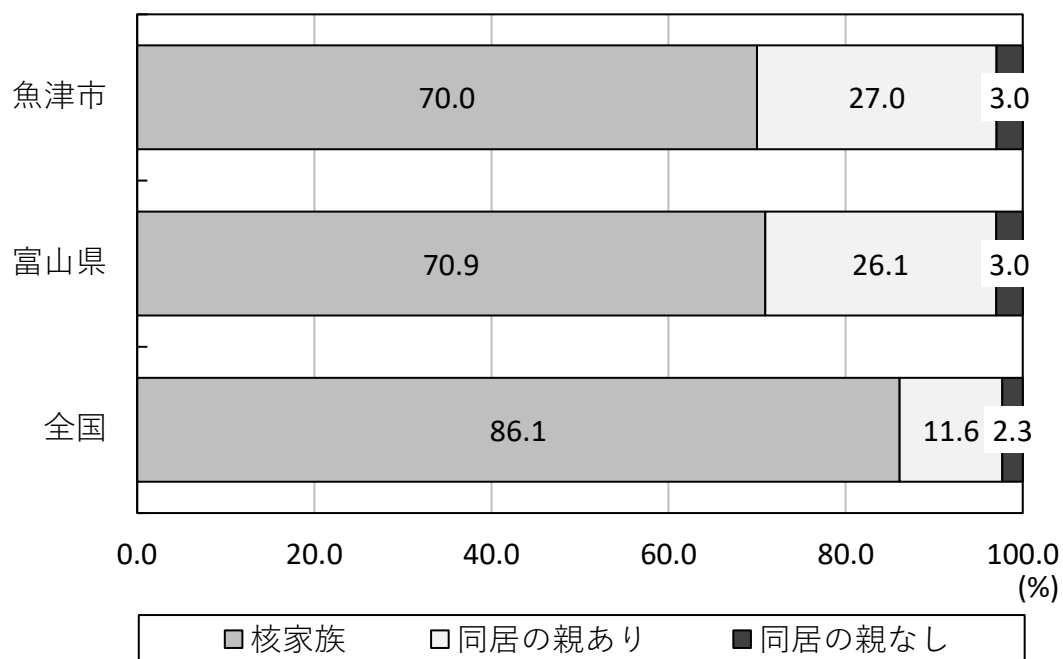
■核家族世帯の内訳

単位 (%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
夫婦のみの世帯	28.9	31.9	34.0	34.0	34.7	36.1
夫婦とこどもからなる世帯	57.5	53.5	50.4	49.1	46.8	45.5
ひとり親世帯	13.6	14.6	15.6	16.9	18.5	18.4
男親とこどもからなる世帯	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	2.8
女親とこどもからなる世帯	11.3	12.3	13.5	14.5	15.8	15.6

こどものいる世帯の状況をみると、全国と比較して「同居の親あり」の割合が高く、県とほぼ同値となっています。

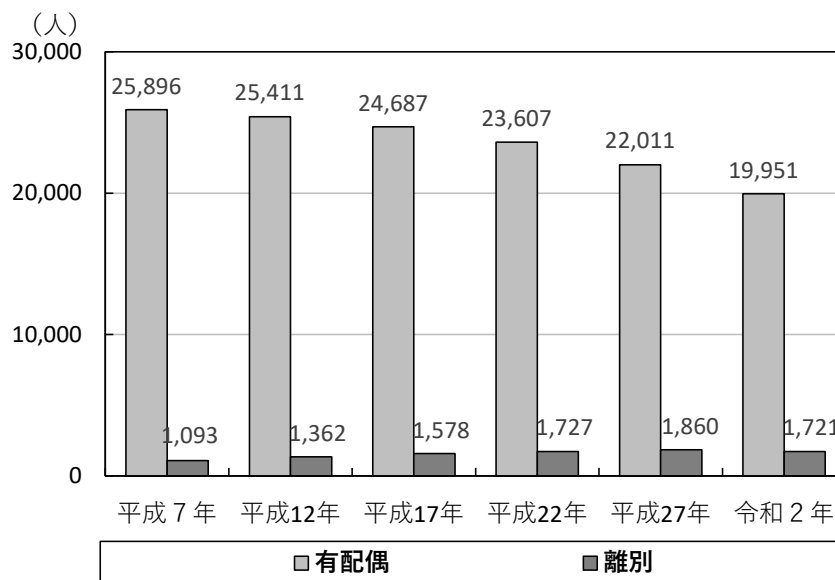
■こどものいる世帯の状況(令和2年 国・県比較)



(2)婚姻の状況

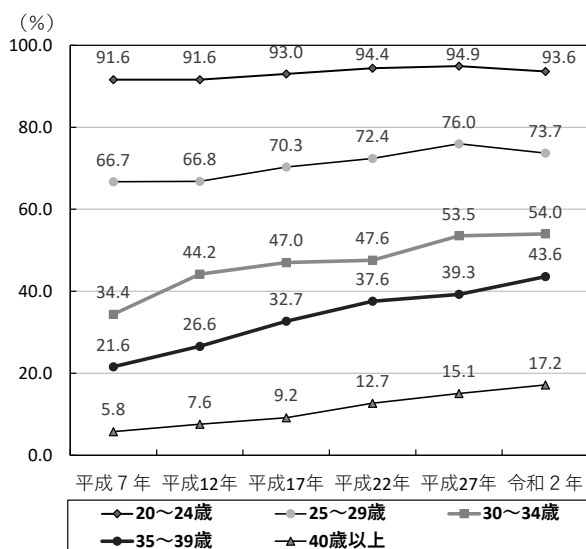
有配偶者・離別者数の推移をみると、「有配偶」の人数は減少傾向にあり、令和2年では平成22年よりも3,656人も減少しています。

未婚率の推移をみると、男女ともに30歳以上で増加し続けており、30～34歳の年代をみると、男性では54.0%、女性では37.2%に達しています。



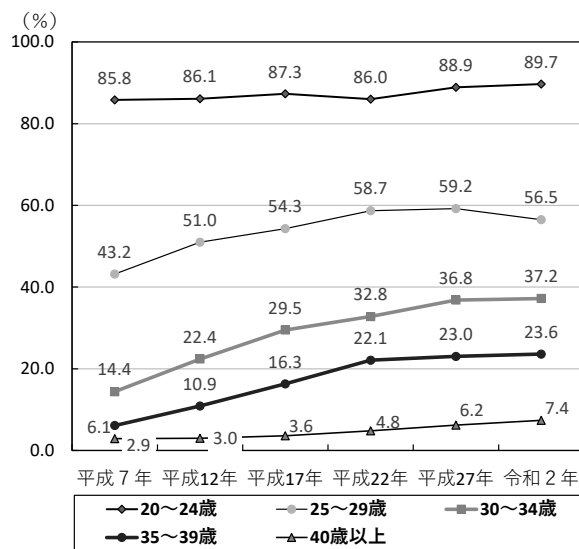
資料：国勢調査

■未婚率の推移(男性)



資料：国勢調査

■未婚率の推移(女性)



資料：国勢調査

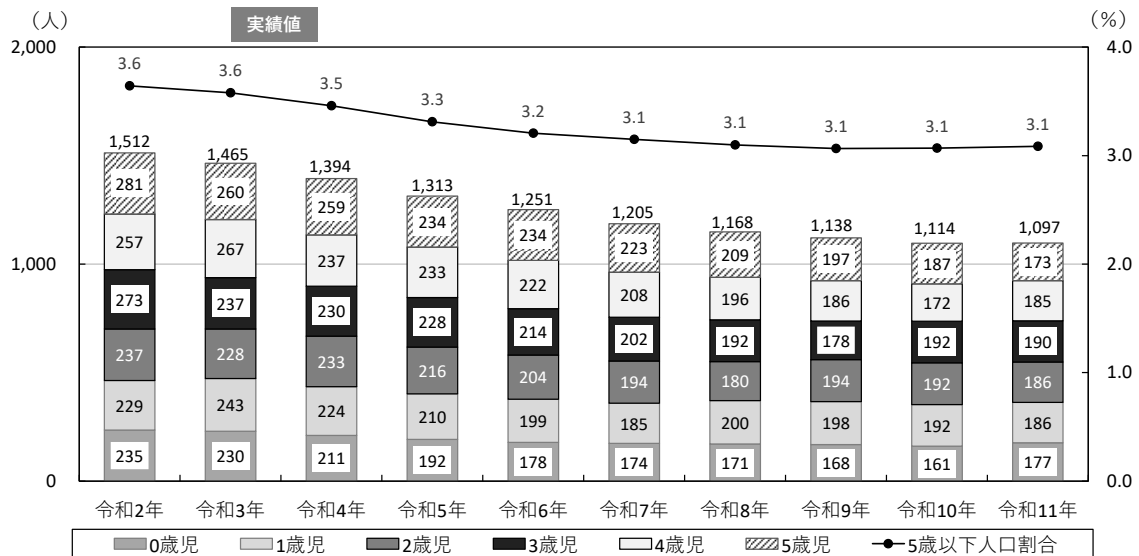
(3) 児童数・出生の状況

5歳以下人口の推移と推計をみると、令和7年から令和11年にかけて、さらに約17%減少する見込みとなっています。

出生数・出生率の推移をみると、出生数・出生率ともに減少傾向となっており、出生率は、全国・県より低い値で推移しています。

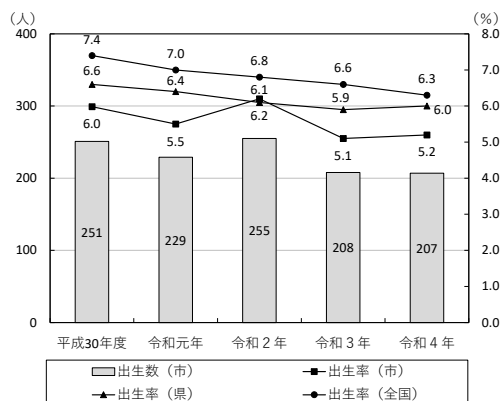
合計特殊出生率¹⁶の推移をみると、令和5年度には1.34と県とほぼ同率となっています。

■5歳以下人口の推移と推計



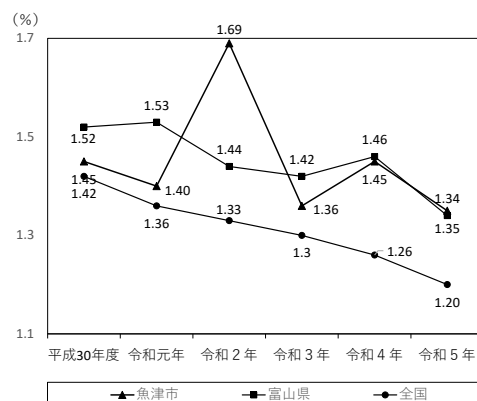
資料：市年齢別統計表（各年4月1日）、市統計
推計値は令和5年と令和6年の変動率を基に算出

■出生数・出生率の推移



資料：人口動態調査

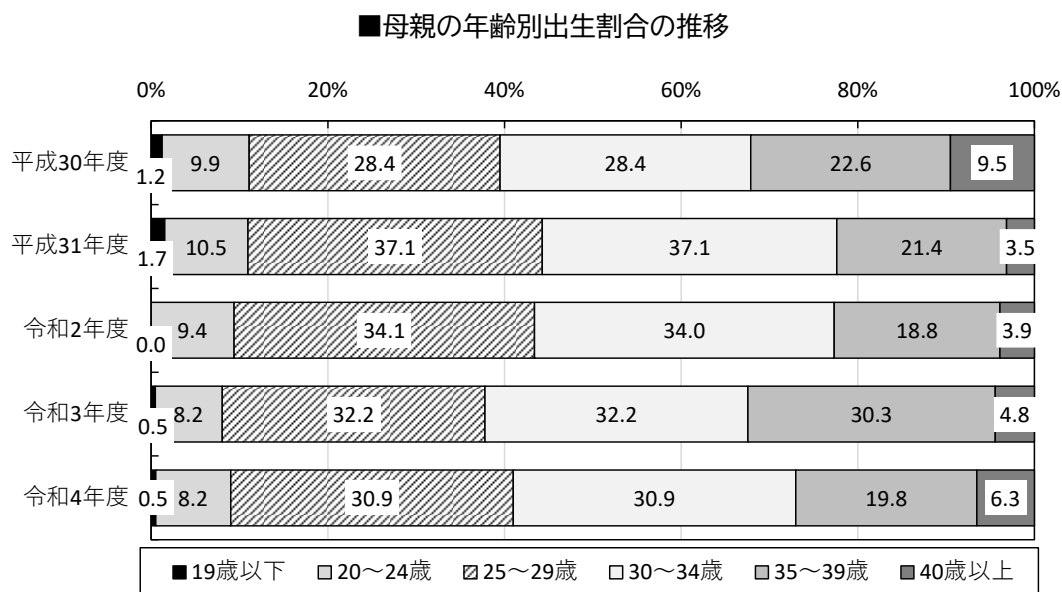
■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査・市統計

¹⁶ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むと推計されるこどもの数。

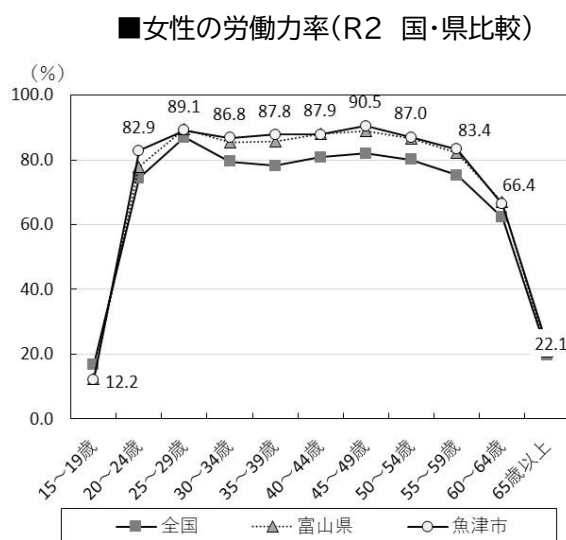
母親の年齢別出生割合の推移をみると、令和4年度では20歳代後半と30歳代前半がそれぞれ30.9%を占めています。



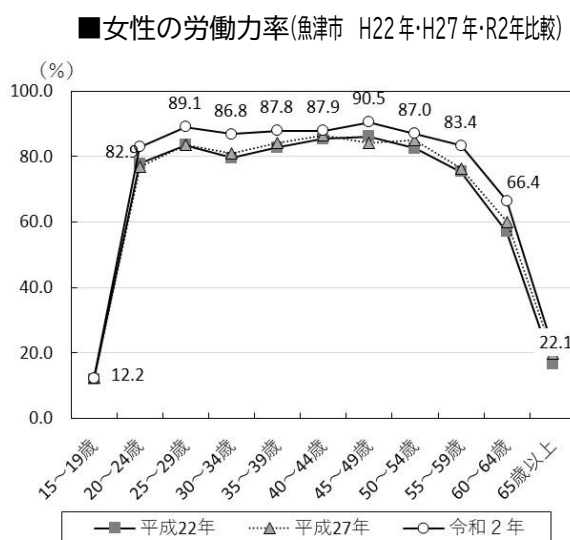
資料：人口動態調査・市こども課

(4)女性の就労状況

令和2年における本市の女性の労働力率をみると、20歳代後半から50歳代前半にかけて85%を超えており、全国と比較しても高い割合を示すとともに、結婚・出産等のために仕事を中断する女性が少ないことを示しています。また、女性の労働力率を平成22年・平成27年と比較すると、M字の谷の部分が若干上がっているのがわかります。



資料：国勢調査

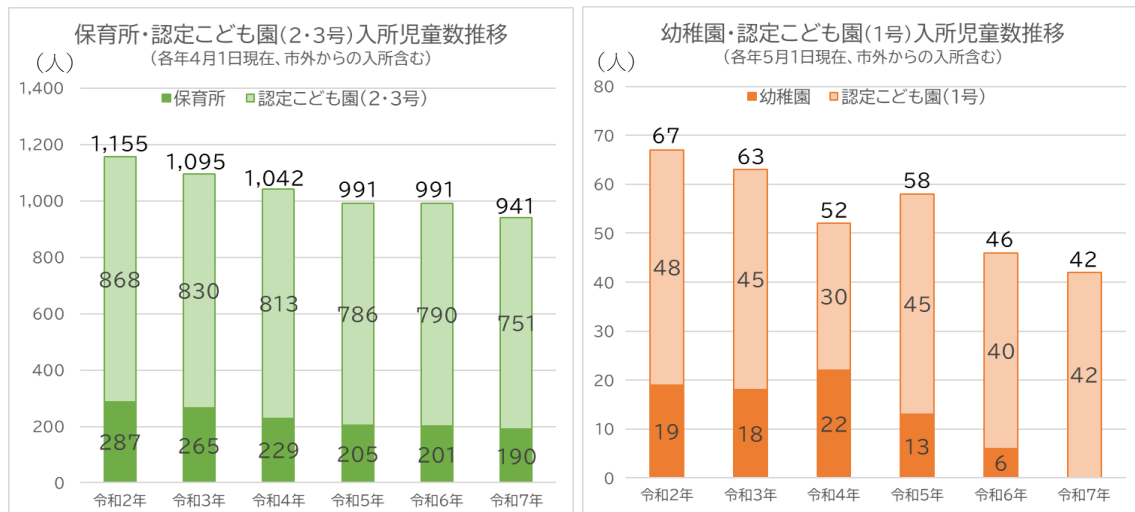


資料：国勢調査

(5) 保育所・認定こども園・幼稚園の状況

保育所¹⁷・認定こども園¹⁸・幼稚園¹⁹入所児童数の推移をみると、出生数の減少に伴い、保育所・認定こども園の入所児童数(2号・3号認定²⁰)、幼稚園・認定こども園の入所児童数(1号認定²¹)ともに減少傾向にあります。

■ 保育所・認定こども園・幼稚園入所児童数の推移



資料：市こども課

¹⁷ 児童福祉法第39条に規定される児童福祉施設。

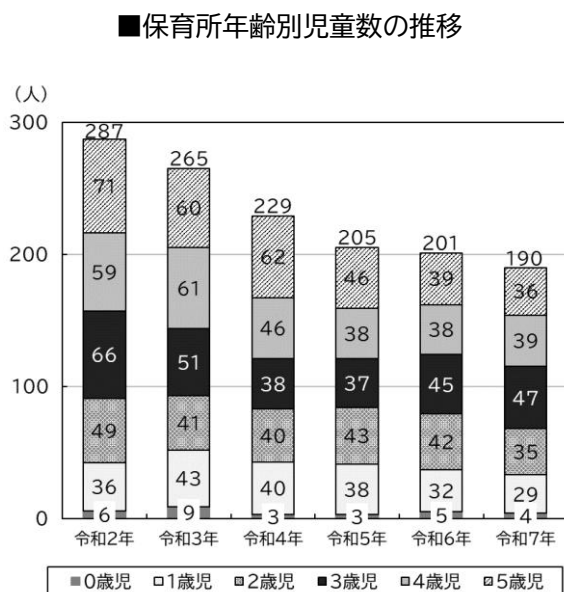
¹⁸ 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所(園)の両方の機能を併せ持っている施設。

¹⁹ 学校教育法に基づく「学校」に該当する。満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。

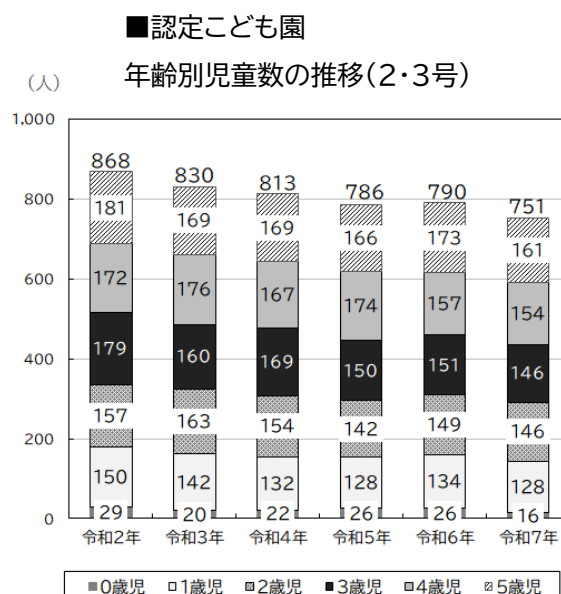
²⁰ 【2号認定】対象者：満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前のこども。【3号認定】対象者：満3歳未満で保育の必要性があると認定されたこども。

²¹ 【1号認定】対象者：満3歳以上で就学前の保育の必要性がないこども。

年齢別にみると、保育所では、令和2年と比較して全ての年齢で減少しています。認定こども園では、1歳児の割合が若干高くなっています。

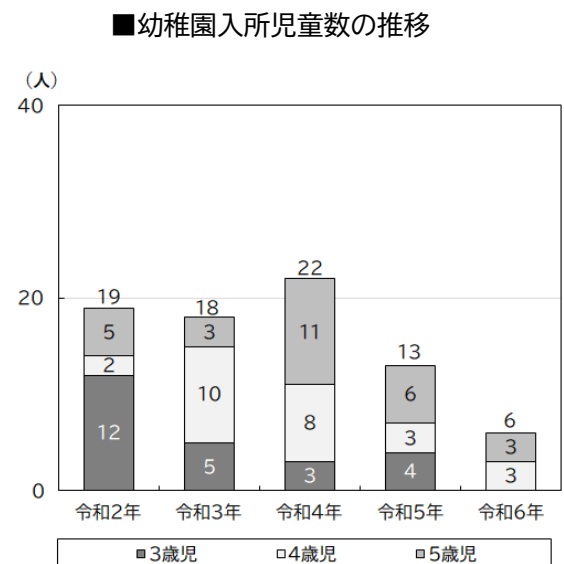


資料：市こども課(各年4月1日)

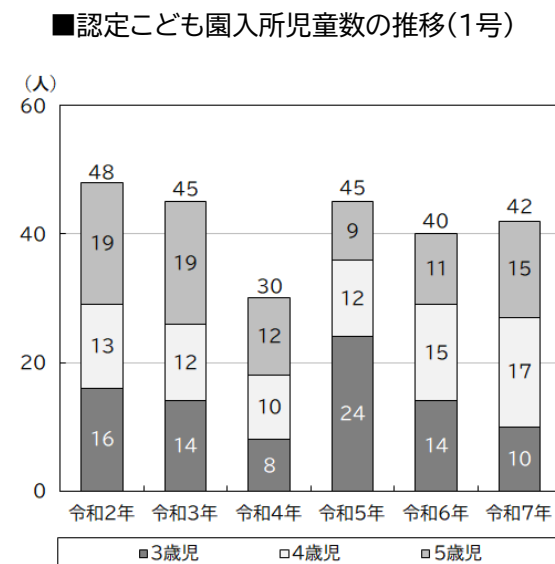


資料：市こども課(各年4月1日)

幼稚園の入所児童数の推移をみると、幼稚園は令和4年以降減少し、令和6年度末で市内の幼稚園は全て閉園しました。また、認定こども園は、令和2年以降ほぼ横ばいで推移しています。



資料：市こども課(各年4月1日)

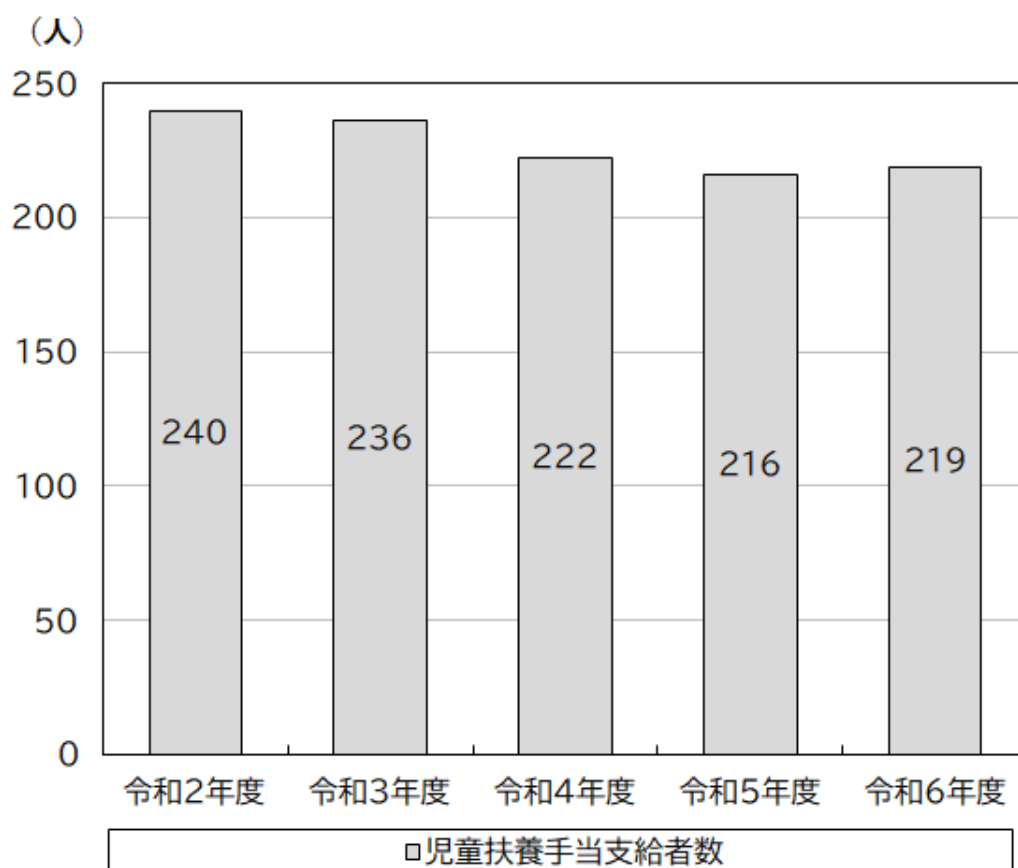


資料：市こども課(各年4月1日)

(6)児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当²²受給者数の推移をみると、近年は減少傾向であり、令和6年度は 219 人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移



資料：市こども課(各年度3月 31 日現在)

²² 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者等に支給される手当。

(7)こどもの貧困に関する状況

令和6年度の児童扶養手当受給者数は219人、受給割合は8.00%であり、就学援助制度²³認定者数は145人、認定割合は6.03%となっています。多い数ではないものの、経済的に厳しい状況にある家庭が一定数存在しています。

No.	指 標	国の直近値	魚津市 (令和6年度)
1	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	93.7% (令和5年4月1日現在)	100%
2	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	36.0% (令和5年4月1日現在)	該当なし
3	ひとり親家庭等のこどもの就園率	81.7% (令和4年11月1日現在)	100%
4	ひとり親家庭等のこどもの高等学校進学率	95.9% (令和4年11月1日現在)	97.2%
5	ひとり親家庭等の親の就業率	母子世帯 80.8% 父子世帯 88.1% (令和3年)	97.6%
6	スクールソーシャルワーカー ²⁴ の配置率 (国:対応実績のある学校割合)	小学校 50.9% 中学校 58.4% (令和4年度)	小学校 100% 中学校 100%
7	スクールカウンセラー ²⁵ の配置率	小学校 67.6% 中学校 89.0% (令和4年度)	小学校 100% 中学校 100%
8	児童扶養手当受給者数、受給割合	—	219人 8.00%
9	就学援助制度認定者数、認定割合	—	145人 4.94%

²³ 経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費等の一部を自治体が援助する制度。

²⁴ こどもの問題行動の背景には、虐待や経済的困窮等家庭の環境に課題を抱える場合も多いことから、ソーシャルワークの手法を用いて、家庭等への働きかけや福祉関係機関との調整等を行い、課題の解決を支援する社会福祉士等の専門家。

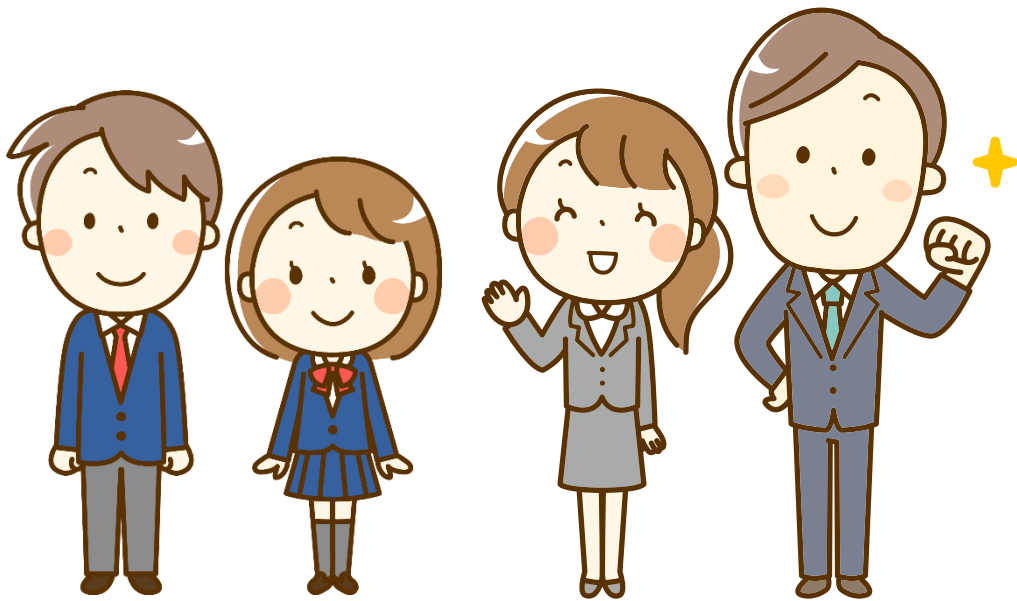
²⁵ 児童生徒の心理的な問題等に関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う臨床心理士等の専門家。

(8)若者アンケートの結果(概要)

市内在住または通学通勤している16歳から39歳を対象にWEBアンケートを実施し、282件の回答が得られました。(詳細は資料編に掲載)

アンケートのうち、「悩みや不安について」の項目では、「お金のこと」や「仕事や就職のこと」、「健康や病気のこと」といった回答が多く見られました。また相談先についての項目で、「家族/親戚」や「友人/知人」といった回答が多くみられましたが、「相談できる人がいない」といった回答も全体の5%見られました。こういった方への悩みに応じた相談窓口のさらなる周知が必要になると考えられます。

「外出の頻度について」の項目では、厚生労働省のガイドラインで定義する「引きこもり」に該当する方を調査しました。「外出の頻度が低い状態²⁶」で、「引きこもり」に該当する回答は全体の1.4%見られました。令和4年度の国で実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では2.05%、令和元年度に富山県で実施した「生活状況に関する調査」では1.19%といった結果が得られています。本市の16歳から39歳の人口が約8,500人のため、「引きこもり」に該当する方が推計で約120人いると見込まれます。「引きこもり」については、実態把握が困難なことから支援を必要とする家庭への周知広報や、関係機関との連携・情報共有が必要になると考えられます。



²⁶ 「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニ等には出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からはほとんど出ない」に該当する方

2 こども・若者・子育て支援の現状

(1)延長保育²⁷事業

公立2園、私立8園の10園で実施しており、令和7年度の利用件数は5,312人となっています。

単位(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数	9,534	8,530	6,872	7,101	5,312

(2)地域子育て支援拠点事業

本市子育て支援センター²⁸(のびのび)とかづみ認定こども園子育て支援センター(にこにこ)の2か所で実施しており、令和7年度の利用人数は7,426人(親子の延べ利用数)となっています。

単位(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用人数	7,197	4,958	6,882	6,790	7,426

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ²⁹)

全ての小学校校下に放課後児童クラブが設置されています。西布施放課後児童クラブは令和4年度末に、上野方放課後児童クラブは令和7年度末に閉所しました。かづりん放課後児童クラブを令和7年4月に開所しました。

単位(人)

	放課後児童クラブ名	面積定員	実績				
			R3	R4	R5	R6	R7
1	かもめ児童クラブ	45	34	31	36	33	37
2	つばめ児童クラブ	83	75	77	76	83	87
3	村木児童クラブ	36	29	30	25	30	39
4	ひばり児童クラブ	91	74	80	100	103	85
5	すずめ児童クラブ	77	63	67	68	73	71
6	上野方放課後児童クラブ	70	26	13	11	13	11
7	西布施放課後児童クラブ	(27)	12	14	—	—	—
8	星の杜放課後児童クラブ	72	59	63	65	60	52
9	かづりん放課後児童クラブ	36	—	—	—	—	21
	計	510	372	375	381	395	403

²⁷ 保育所等において、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育時間を延長して保育を実施するもの。

²⁸ 子育てに関する相談や情報提供、親子の交流事業等地域の子育て支援の拠点となる場所。

²⁹ 保育が必要な児童を対象に、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として組織されたクラブ。

(4)子育て短期支援事業³⁰

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等での受け入れ体制を整えています。

単位(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用人数	0	0	0	1	0

(5)一時預かり³¹事業

本市では、全ての保育所・認定こども園で実施しています。令和7年度の利用人数は 627 人となっています。

単位(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用人数	797	998	1,114	1,262	627

(6)病児保育事業

本市では、1 か所(キッズベアー)で病児保育を実施しており、令和7年度の利用件数は 749 人となっています。

単位(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数	617	650	819	565	749

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行っています。

単位(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数	19	14	103	51	188

³⁰ 保護者の疾病その他の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。

³¹ 急な用事や短期のパートタイム就労等、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所等において一時的に乳幼児を預かること。

(8)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、相談や情報提供、助言等を行っており、令和7年度の訪問人数は175人となっています。

単位(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問人数	190	207	181	178	175

(9)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談等や家事支援等を行っており、令和7年度の訪問世帯数は33世帯となっています。

単位(世帯)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問世帯数	22	19	38	15	33

(10)利用者支援事業

こども家庭総合支援拠点事業(こども課)及び子育て世代包括支援センター³²「あいあい」(健康センター内)にて、子育て支援コーディネーター³³や保健師・助産師等による専門的な利用者支援を行っています。

単位(か所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施か所	2	2	2	2	2

(11)若者のまちづくり活動応援事業

若者を主体とした市民団体が実施する地域課題の解決、仲間づくり・交流拡大又は担い手育成等に係る事業に対して補助金を交付し、活動を支援しています。

単位(団体)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援団体数	—	—	1	3	3

³² 母子健康包括支援センターと同義語で、母子保健法における名称。妊娠期から出産・子育て期に渡り出てくる様々なニーズに対し、相談や支援等、総合的に対応するワンストップ拠点。

³³ 地域の子育て家庭のニーズに応じて、多様な支援サービスを組み合わせ、情報提供や助言、必要な支援へのつなぎを行う専門職。

(12)次世代を担う女性の健康づくり事業

プレコンセプションケアの一環として、20～30代の子宮頸がん³⁴検診対象者に対し、積極的な検診のPRをするとともに、検診の自己負担額を軽減することで、女性の健康づくりを進めています。

単位(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助件数	479	497	501	510	465

(13)若者雇用促進事業

民間企業との共催という形で高校生合同企業説明会を実施し、市内事業所の魅力を若年者に伝え、若者の雇用を促進します。

単位(回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
説明会開催数	1	1	1	1	1



³⁴ 子宮の入り口部分である子宮頸部に発生するがん。

3 現状・課題

少子化に対応した保護者ニーズの多様化を踏まえたサービスの充実

共働き世帯の増加、核家族の増加等により、日常的にこどもを見てもらえる環境の減少を背景に、0～2歳児の園児の入所率の増加や保育ニーズが多様化しています。

保育ニーズの多様化により一時保育、延長保育、すこやか保育³⁵等の充実が求められています。また、令和8年度から新たに「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が実施されることや保育士配置基準³⁶が見直しされることもあり、今後さらなる保育士等の確保を行い、こどもや子育て家庭を支援することが求められています。

地域社会全体でこどもを守り育てる環境づくりとネットワークの構築

意向調査結果では、こどもを祖父母に見てもらえる割合が未就学児で約 39%、小学生で約 42%と4割前後となっています。平成 30 年度調査と比較しても1割強減少していることから、祖父母等の身近な人にこどもを見てもらえない人や子育てに関する相談相手がいない人も増えてきていると予想されます。地域の全ての家庭が、安心してこどもを育てられるよう、気軽に相談できる場を設ける等、地域社会全体でこども・子育てを支える環境を整備するとともに、関係機関・団体と連携した子育て支援体制とネットワークを構築し、運用していく必要があります。

また、地域内におけるこどもの安全面の確保の観点から、防犯カメラの設置や通学路等の安全対策の整備等をより充実させる必要があります。

母子の健康を支え、健やかな成長を育むための環境の整備

安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに成長できるように、妊娠・出産期から子育て期にわたって切れ目のない支援が求められています。健康診査や訪問による健康管理・相談等の事業が行われているものの、子育てに関する相談内容が複雑化してきており、様々な対応への強化や関係機関・団体等との密な連携と情報共有が求められています。

また、天候に左右されずに遊べる施設の充実や既存公園等の遊具の充実が求められています。本市には、子育て支援センター2か所、児童センター³⁷4館、ありそドームキッズエリア等、親子で楽しく遊べる施設が整備してあるほか、県内他市町村には無い水族博物館、埋没林博物館、ミラージュランドがあります。加えて、令和9年度には「新川こども施設³⁸」の開館が予定されています。これら施設の利用促進を図るとともに、ニーズに応じて計画的な整備を検討していく必要があります。

核家族化の進行や地域のつながりが希薄化したことにより、家庭・地域の教育力の低下が指摘

³⁵ 発達の気になるこどもや心身に障がいのあるこどもに対し、状況に応じてサポートを行いながら集団による教育・保育を提供し、成長・発達を支援する制度。

³⁶ 保育所等が、こどもの年齢や人数に応じて最低限配置しなければならない保育士の数を定めた国の基準。

³⁷ 児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の1つで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている。

³⁸ 県が新川文化ホール周辺に整備する、こどもが天候に関わらず遊ぶことのできる屋内型遊戯施設。

されています。子どもたちが健やかに成長できる育成環境としてスポーツ少年団が設置されていますが、少子化によって団体数や加入率の減少がみられることから、今後、育成環境のあり方の検討が求められます。

子育てと仕事の両立を支援する環境の整備とサービスの充実

本市の女性の労働力率は、国や県と比較しても高く、出産、育児休業³⁹後に復職している女性が多いことから、子育てと仕事の両立を支援する子育てサービスの充実を図ることが必要です。加えて、男性の家事・育児参加・育児休業取得の促進や柔軟な働き方への対応等、男性への意識啓発や企業に理解を求める取り組みもあわせて必要です。

意向調査結果では、平成30年度調査と比較して小学生の母親がフルタイムで勤務している割合が約8ポイント高く、それに伴い放課後児童クラブの利用ニーズは高くなっています。校区によっては、現状のスペースでの受入れは困難になっていることから、ニーズの増加に対応し、受入れできる体制を整える必要があります。

また、平成30年度調査と比較して「利用できる学年を拡大してほしい」と回答している割合が6.3ポイント高くなっており、上学年の保護者による放課後児童クラブの利用ニーズは増加しています。しかしながら、上学年の子どもたちには利用の意思が薄く、保護者と子どもとの思いに乖離がみられることから、上学年の見込み量⁴⁰については慎重に算出していく必要があります。

子どもが成長する権利を保障するための支援の充実

近年、児童虐待やいじめ、子どもの貧困率⁴¹の増加等、子どもを取り巻く課題が複雑化・深刻化しています。関係機関等との連携強化をはじめ、地域や身近な人が疑いを感じた時に、通報や情報提供しやすい仕組みを構築することが求められています。虐待リスク等を未然に防ぐとともに早期発見・早期対応につなげるためにも、行政、関係機関、市民が虐待やいじめ防止等に向けて連携を密に図ることが必要です。

また、子どもの貧困が社会問題として注目されています。令和4年度の「国民生活基礎調査」によると、日本の子どもの貧困率は11.5%となり、豊かに見える現在の日本でも、9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされています。特に、ひとり親世帯の貧困率は44.5%に達し、ひとり親世帯の約2分の1が貧困に直面していることが示されています。

本市においても、貧困の家庭は少ないものの、一定数の貧困家庭は存在することから、子どもの貧困の解決のためにそれぞれの課題に対して対策を講じて取り組むことが求められています。

³⁹ 子どもを育てる従業員が法律上取得できる休業であり、子が1歳(一定要件を満たす場合は、最長で2歳)に達するまで、申し出をすることにより取得が可能。

⁴⁰ 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等にどれくらいの需要があるのかを、現在の利用状況を把握するとともに保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて推計したもの。

⁴¹ 国民の所得の中央値の半分未満を相対的貧困と言い、その絶対的貧困にある者の子どもや相対的貧困にある18歳未満の人の割合を指す。

青年期から成人期へスムーズに移行を促す支援の充実

近年、若者を取り巻く環境は複雑化しており、その将来設計に大きな影響を与えています。本市においても、若者の市外への転出超過傾向が続いています。

この若者世代は、経済的な基盤の不安定さに加え、物価高騰による生活費の圧迫は、経済的自立を困難にしています。さらに、精神的な健康への配慮も重要で、ストレス社会や SNS の普及による人間関係の希薄化は、若者の孤立感を深め、メンタルヘルス⁴²不調のリスクを高めています。安心して相談できる場所や、社会とのつながりを感じられる居場所が不足している現状も看過できません。

これらの現状と課題を踏まえ、若者が将来に希望を持ち、安心して生活することができるよう、経済的支援、就労支援、そして居場所づくりや相談体制の強化といった多角的なアプローチによる支援策を講じる必要があります。

⁴² 心の健康状態。

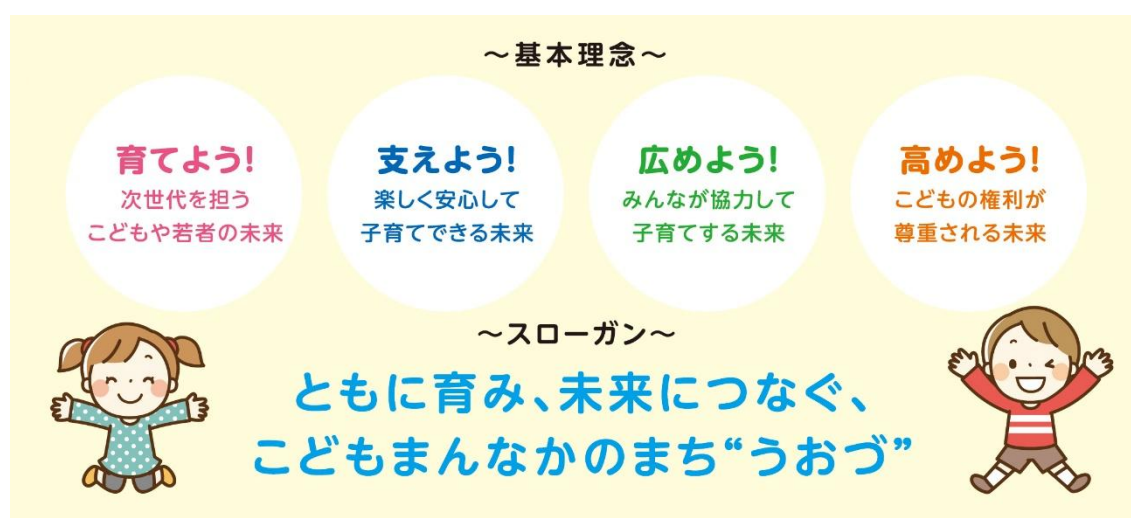
第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化、価値観やライフスタイル⁴³の多様化等によって、家庭の抱える問題は多様化・複雑化し、こどもや子育て家庭をめぐる環境は大きく変化してきています。特に近年は、こどもの虐待やいじめ、不登校、さらにはこどもの貧困についても増加傾向にあり、問題が複雑化しています。

本市においても、少子化がさらに進展するとともに、こどもや子育てを取り巻く環境が複雑に変化している中、次世代を担うこどもたちの可能性を育み、健やかな成長や発達を実現するとともに、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を実現していくためには、子育て家庭だけではなく、地域住民や企業、行政等地域社会で暮らすあらゆる人々が連携・協力し合い、地域社会全体として包括的にこどもを支える取り組みが必要とされています。安心してこどもを生み育てることのできる環境等を実現していくためには、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」と「こどもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」、「若者が安心して生活することができる“生活しやすい環境”」の3つの視点について支援を充実していくことが大切です。

本計画では、こども・子育て支援に加え、次代を担う若者が安心して学び、働き、将来に希望を持って生活ができる環境を整備します。こどもから若者までが健やかに成長し、地域全体で支え合う「こどもまんなか社会」を実現し、活気ある魚津市の未来を創造します。



⁴³ 生活様式とも呼ばれ、個人の人生観や価値観、経済的な条件のもとで発揮・反映される「生き方」のこと。

2 基本方針

本計画では、基本理念を実現するため、以下の6つの基本方針を掲げるとともに、方針ごとに各施策を位置づけ、こども・若者・子育て施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本方針1 教育・保育環境を充実する

共働き世帯や核家族の増加、また、保護者の働き方が多様化する中、今後も0～2歳児の保育の入所率の増加や長時間利用に対するニーズが見込まれます。

また、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が令和8年度から始まります。これらの多様化・複雑化する保育ニーズに対応することに加えて、令和6年4月1日に保育所・認定こども園の3歳以上児に対する保育士配置基準が見直しされ、さらに1歳児の配置基準の見直しも予定されていることから、更なる保育士等の確保が必要です。

保育士等の職員の処遇改善にも留意しながら教育・保育の質の向上を図るとともに、民間と協力しながら、これらの保育ニーズにも対応していきます。また、産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する相談支援・情報提供体制を充実させ、安心して教育・保育サービスを利用できる環境を整備します。

基本方針2 子育てを支える地域をつくる

日常的にこどもを見てもらえる親族が身近にいないことや地域とのつながりが希薄になってきたことにより、身近に相談できる相手がいない等、育児の孤立が問題になっています。こどもや子育て家庭が安心して日常生活を送れるよう、地域における子育てサービスの充実を図るとともに、気軽に相談できる場の創出や親同士・地域住民との交流を生み出す空間の創出が必要です。地域社会全体で子育てを支援するという意識と環境づくりを推進し、地域ぐるみで子育て支援を実施します。

また、家庭での子育てが適切で円滑に行えるよう、保護者が教育・保育について学ぶ機会を創出するとともに、地域においてもこどもの成長を適切に支えていけるよう、家庭・地域の教育力向上に取り組めます。

基本方針3 母と子の健康を支える

全てのこどもが健やかに成長していけるように、妊娠・出産・育児期それぞれのライフステージに応じた情報提供、保健指導、相談等を行い、切れ目のない支援を実施します。特に、妊娠から産後1か月程度までの妊産婦の多くが不安感や負担感を抱くケースが多いことから、産前・産後ケアの拡充を図り、母親の育児不安の軽減に向け、母子保健施策や関係機関・団体との連携を強化していきます。また、乳児家庭等への訪問を行い、母子の健康水準の向上に取り組むとともに、こどもの安全・安心の確保のため、小児医療の充実を図ります。

基本方針4 こども・若者の成長を促す

こどもの健康・体力の増進とともに、こどもの自主性や社会性、創造性を育むために、スポーツを楽しむ場、こども同士で遊べる場、異世代と交流できる場を提供し、こどもの心と体の健全な成長を促進します。

加えて、少子化の進行と地域活性化の観点から、次代を担う若者への支援が必要です。若者が自立し、将来にわたり安心して生活ができる環境を整備するため、U・I・Jターン⁴⁴促進、若者向け就労・居住支援、交流機会の創出等、多面的な支援を推進します。若者が夢と希望を持って魚津市で暮らすことができるよう、地域全体で支え合う仕組みを構築します。

基本方針5 子育てと仕事の両立を支える

共働き・共育で家庭が増加する中で、職場の文化・雰囲気を変え、男女ともに子育てと仕事を両立できる環境づくりが重要です。テレワーク⁴⁵や時短勤務⁴⁶、フレックスタイム⁴⁷等の柔軟な働き方の実現や男性の育児休業の取得率向上の促進等を企業に強く働きかけ、後押しします。

男女とも安心して子育てと仕事を両立できるように、多様化する保育ニーズに対応した支援サービスを充実させます。

放課後児童クラブにおいては、地域の実情に応じた受入れ体制を整備し、こどもたちの安全・安心な居場所を確保します。

基本方針6 全てのこどもの権利を守る

全てのこどもには、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく、一人の人間として尊重されるとともに、適切な養育を受け、その生活を保障される権利があります。こどもたちにもこうした権利があることを市民に向けて周知するとともに、積極的に啓発活動を推進します。

また近年、こどもの健やかな成長に影響を及ぼすいじめや不登校、児童虐待、こどもの貧困、ヤングケアラー等等、こどもたちに関する問題が複雑化・深刻化しています。これらの問題は、地域社会全体で取り組むべき重要な課題であり、本市においても関係機関との連携強化や地域における協力体制の構築を図り、いじめや虐待等の防止及び早期発見につなげるとともに、問題が発生した時に迅速・的確に対応することができるよう、支援体制の強化等を図ります。加えて、貧困対策においては、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全てのこどもが夢や希望を持つことのできる社会を築いていくこと、また、貧困が連鎖されていくことがないように、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実、④経済的支援、⑤周知の徹底の5つを柱として、行政、関係機関等と連携しながら、誰一人取り残されないようこどもの貧困対策を推進します。

⁴⁴ Uターンは地方から都市へ移住した人が再び故郷へ戻ること、Iターンは出身地とは別の地方へ移住すること。Jターンは地方から都市へ移住した後、故郷の近くの都市に戻ることを指す。

⁴⁵ 情報通信機器等を活用して、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態のこと。

⁴⁶ 育児・介護休業法により定められている制度で、育児や介護等と仕事を両立するため、1日の労働時間を短縮して勤務すること。

⁴⁷ 一定期間(3か月以内)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。

3 施策体系

基本理念	育てよう！ 次世代を担うこどもたちの未来 支えよう！ 楽しく安心して子育てできる未来 広めよう！ みんなが協力して子育てする未来 高めよう！ こどもの権利が尊重される未来
基本方針1 教育・保育環境を 充実する	施策目標1 多様な保育ニーズに応じた教育・保育の提供 施策目標2 多様な主体による教育・保育の実施及び質の向上 施策目標3 産前・産後の休業及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用の支援
基本方針2 子育てを支える 地域をつくる	施策目標1 地域における子育て支援の充実 施策目標2 子育て支援のネットワーク 施策目標3 ボランティア活動の推進
基本方針3 母と子の 健康を支える	施策目標1 母子保健サービスの充実 施策目標2 小児医療の充実
基本方針4 こどもの 生きる力を育む	施策目標1 家庭や地域の教育力の向上 施策目標2 こどもの心と体の健全育成
基本方針5 子育てと仕事の 両立を支える	施策目標1 職場環境の整備及び啓発 施策目標2 家庭での子育て協力体制の構築 施策目標3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実 施策目標4 放課後児童支援施策の充実
基本方針6 全てのこどもの 権利を守る	施策目標1 こどもの権利の確保 施策目標2 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実 施策目標3 こどもの貧困対策の充実 施策目標4 いじめ防止・不登校のこども対策の充実 施策目標5 障がい児施策の充実

第4章 施策の展開

★マークがついている事業は、第5章において「見込み量」「確保方策」を設定している事業です。

基本方針1 教育・保育環境を充実する

施策目標1 多様な保育ニーズに応じた教育・保育の提供

【現状・課題及び方向性】

- 本市では、少子化が進行し、保育所・認定こども園・幼稚園の入所児童数は減少しています。一方で、共働き・共育で家庭の増加等により、0歳児から2歳児までの保育の入所率の増加や長時間利用に対するニーズが見込まれます。また、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が令和8年度から始まります。これらの多様化・複雑化する保育ニーズに対応することに加えて、令和6年4月に保育所・認定こども園の3歳以上児に対する保育士配置基準が改善され、さらに1歳児の配置基準の改善も予定されていることから、規模適正化により保育士を集約化させ保育環境の向上を図ります。
- 令和5年度に実施した「魚津市子ども・子育てに関するアンケート調査」(以下「アンケート」という。)によると、保育の利用終了時刻の希望は、「17時」が31.3%と最も高く、次いで「18時」が25.1%でした。一方で、「19時」といった通常保育時間を越えた延長保育を希望する保護者ニーズもあることから、ニーズに合わせた対応ができるような提供体制を整えていく必要があります。
- 保育所等にこどもを預けないで、在宅で育児を行う人に対し実施する事業「おうちで育児応援事業」をさらに周知し、家庭でのふれあいを通じた育児を応援します。
- 令和6年度末で公立幼稚園がなくなりましたが、公立での幼児教育ニーズがあるため、公立保育所の認定こども園化を検討する必要があります。また、公立3園は、施設の老朽化が進んでいますが、少子化も進行していることから、統合も含めた園舎建替を視野に入れる必要があります。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	★通常保育の実施	家庭や地域における子育て環境の実情を踏まえ、人との関わりや多様な体験ができる保育の実践に努め、子育てを支援します。 また、一層高まる低年齢児保育ニーズを踏まえ、受入れ体制を整備するとともに、少子化の現状を踏まえ、適正な施設配置を実施します。	こども課
2	★延長保育事業	保護者の就労状況等により、認定を受けた保育時間を超える保育を希望する場合は、そのニーズに対応できるよう適正な保育士の確保を行い、保護者が安心して就労できるよう保育を実施します。 また、需要があれば時間拡大等について保育所と調整を図っていきます。	こども課
3	★一時預かり事業	未就園児が家庭で保育を受けることが一時的に困難となった場合に、保育所・認定こども園において、一時的な預かりを実施します。	こども課
4	すこやか保育事業	認定こども園において、0歳児の健康管理のために看護師資格を持った職員を配置します。	こども課
5	地域活動事業	保育所・認定こども園が持つ子育て支援の専門的機能を地域の需要に応じて地域住民に開放し、こどもや保護者と地域住民との交流を促進します。	こども課
6	障がい児保育の実施	専門機関と連携しながら、集団保育が可能な障がいのあるこどもの保育所・認定こども園における受入れを実施します。	こども課
7	広域入所事業	市外に居住する人でも、一定条件によって柔軟な受入れを実施します。	こども課
8	★乳児等通園支援事業	家庭で保育が可能な0～2歳児を保育所や認定こども園で預かりを行い、集団生活の機会を通じ、こどもの成長を促します。	こども課
9	幼保小接続推進事業	幼児教育と小学校教育との円滑な接続のため、関係機関が連携しながら、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実に向けて一体的に取り組めます。	教育総務課 こども課
10	おうちで育児応援事業	家庭でのふれあいを通じた成長を応援するため、満1歳から満3歳未満の児童の育児を家庭で育む世帯に対して応援金を支給します。	こども課

施策目標2 多様な主体による教育・保育の実施及び質の向上

【現状・課題及び方向性】

- 働き手の減少により、保育士の確保は困難となっていますが、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に伴い、保育・教育に求められるニーズが複雑化・多様化しており、保育士研修や専門員等の配置による質の向上が急務となっています。
- よりよい保育環境づくりに向けて、公立園においては令和6年度に導入した保育所 ICT システム⁴⁸による保育業務の効率化を図り保育士の業務負担軽減につなげます。私立園においては、保育補助者雇上強化事業や保育体制強化事業を実施し、保育士補助の人材確保を支援することで保育士の業務負担軽減を図り、保育士の定着率の向上に努めるとともに教育・保育の質の確保及び向上を図ります。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	保育士研修の実施	保育の質の向上に向け、保育士研修の情報提供を行い、参加を促進します。	こども課
2	★子育て支援 コーディネーター の配置	子育て支援の総合窓口として、こどもやその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援します。	こども課
3	特別支援教育 コーディネーター の配置	就学前園児の情報が就学先の小学校に円滑に引き継がれるよう、園・学校との連携を支援します。また、悩みを持つ保護者との面談、小中学校への指導助言等を行います。	教育総務課
4	保育補助者 雇上強化事業	保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を助成します。	こども課
5	保育体制強化事業	保育士の負担軽減のため、保育に係る周辺業務を行う者を雇用する費用の一部を助成します。	こども課

⁴⁸ 保育施設において情報通信技術 (ICT) を活用し、保育士の業務を省力化・効率化する仕組み。

施策目標3 産前・産後の休業及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用の支援

【現状・課題及び方向性】

- アンケートによると、本市における母親の育児休業取得状況は7割強であり、育児休業を取得した母親の約8割が職場復帰しています(育休中約1.5割、離職者約0.5割)。また、育児休業の取得期間についてみると、母親では「半年以上1年未満」が53.1%、次いで「1年以上2年未満」が40.7%となっています。本市では、児童の保育料・副食費の無償化の対象を拡充したこともあり、今後「半年以上1年未満」の割合が高くなることも予想されます。職場復帰の際に希望に応じた保育所・認定こども園等を利用できるよう一層の相談支援、情報提供等を行い、保育サービスの円滑化を進める必要があります。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	年度途中入所への対応	全ての保育所・認定こども園において、年度途中入所の対応を実施します。	こども課
2	★子育て支援 コーディネーター の配置 (再掲)	子育て支援の総合窓口として、こどもやその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援します。	こども課

基本方針2 子育てを支える地域をつくる

施策目標1 地域における子育て支援の充実

【現状・課題及び方向性】

- 核家族化が進行している中で、地域において気軽に子育ての相談や支援、協力が受けられる体制の強化と事業の周知が必要です。
- 保育料無償化の拡充や急速な少子化等による未就園児の減少により、育児サロンの利用者は減少しています。一方で、身近な場で保護者同士が交流し、気軽に悩みを相談できることは重要であることから、ニーズに合わせて交流できる環境づくりを推進します。
- 犯罪被害や事故等から子どもを守るため、安全対策を推進します。
- 子どもが成長していく中で家庭が抱える悩みごとの相談に応じ、安心して育児ができるよう、「こども家庭センター」を運営するとともに、従来からの子育て支援コーディネーターや妊婦等包括相談支援事業も含んだ利用者支援事業を充実させ、関係機関と連携した支援体制によりそれぞれの家庭にあったサポートを進めます。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	★子育て支援 コーディネーター の配置 (再掲)	子育て支援の総合窓口として、子どもやその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援します。	こども課
2	★こども家庭 センター事業	全ての妊産婦、子ども、子育て世代を対象に妊娠期から子育て期まで一体的に相談支援や情報発信を行います。また、妊娠や子育てに関して様々な悩みを抱えている方の課題解決のため、必要な支援につなぐ「サポートプラン」を作成し、子育て支援機関と連携しながら伴走的な支援を行います。	こども課 健康センター
3	★地域子育て 支援拠点事業	子育て支援センター(のびのび広場、にこにこ広場)において、親子がともに遊び、自由に交流する場を提供します。 また、子育てアドバイザーによる子育て相談や情報提供を実施します。	健康センター こども課
4	育児サロンの実施	子育ての悩みを相談し合える保護者同士の仲間づくりとこどもの遊び場として、未就園児を対象とした育児サロンを実施します。	こども課

5	マイ保育園の登録促進	妊婦や概ね3歳未満のこどもを持つ保護者を対象に、各地域の保育所を身近な子育て支援拠点と位置付け、保育所入所前から登録保育所でのサービスを受けられるようにする「マイ保育園」への登録を促進します。	こども課
6	安全対策事業	地域の安全対策として園の散歩コースや登下校の通学路の危険箇所について、施設管理者、道路管理者及び地元警察等と合同で点検を実施します。	こども課 教育総務課 防災安全課 建設課
7	防犯カメラ設置事業	こどもや地域の方が不安に感じる犯罪等を未然に防止するため、地域防犯の目的で防犯カメラを設置します。	防災安全課

施策目標2 子育て支援のネットワークの充実

【現状・課題及び方向性】

- 本市では、子育てに関する様々なサービスや支援を提供しています。子育て期の保護者に必要な情報を適切に提供するために、アプリやSNSを活用した情報発信等、デジタル技術を積極的に活用することが求められています。
- 子育てに関する各種情報を提供し、保護者をサポートする子育て支援アプリ「すくすくうおづ（母子モ）」を活用してもらうため、登録者数増加に向けた取り組みを進めます。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	子育て支援マップ・ガイドブックの配布	子育て家庭を支援するため、子育て情報を掲載した「子育て応援マップ」、「子育て応援ガイドブック」を妊婦や転入者等に配布します。	こども課
2	子育て支援サイト・アプリ等での情報提供	市ホームページにて、子育てに関するイベント情報や子育て支援マップ等の情報提供を行います。また、母子健康手帳アプリ「すくすくうおづ（母子モ）」で子育て世代に必要な情報を提供し、妊娠から子育てまでを切れ目なくサポートします。	健康センター
3	★地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て支援センター（のびのび広場、にこにこ広場）において、親子がともに遊び、自由に交流する場を提供します。 また、子育てアドバイザーによる子育て相談や情報提供を実施します。	健康センター こども課
4	育児サロンの実施（再掲）	子育ての悩みを相談し合える保護者同士の仲間づくりとこどもの遊び場として、未就園児を対象とした育児サロンを実施します。	こども課

施策目標3 ボランティア活動の推進

【現状・課題及び方向性】

- 子育て家庭が日常生活を送る中で、その家庭だけでは対応できないことも多々あることから、地域社会や地域住民等による助け合い・支え合いによる支援も必要です。しかしながら、ボランティアの高齢化に伴い、ボランティア自体が減少しています。子育てボランティアの募集及び育成に努め、ネットワークの強化や支援体制の整備をしていく必要があります。
- ボランティア情報については、魚津市社会福祉協議会内の魚津市ボランティアセンターにおける情報提供を活用し、情報の周知の強化、円滑な利用環境の創出が必要です。
- ファミリー・サポート・センター事業においては、協力会員が減少し、ニーズに対して、受入れが限定されています。協力会員の充実を図り、ニーズに対応できる体制の強化が求められています。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	ボランティアネットワークの強化	魚津市ボランティアセンターと連携し、地域のボランティア団体との情報交換を実施し、ネットワークを強化します。	市民自治推進課
2	読み聞かせボランティア事業	図書館等で、本の読み聞かせを行う読み聞かせボランティアを幅広く募集し、育成を図ります。	図書館
3	★ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と子育てに協力したい人を会員として組織化し、相互援助活動を実施します。	こども課

施策目標4 家庭や地域の教育力の向上

【現状・課題及び方向性】

- 近年、いじめや不登校、児童虐待等の問題が複雑化・深刻化しています。核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等が背景にあると考えられることから、家庭における子育てを再考するとともに、地域ぐるみで子育てを行う支援体制を構築し、家庭・地域の教育力を向上させる必要があります。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	親学び講座・子育て講演会の開催	保護者が、子育てについて振り返り、再考する機会となるグループワーク ⁴⁹ や講演会等を開催します。	生涯学習・スポーツ課
2	PTA活動の支援	家庭・地域の教育力の向上を図るため研修会を実施します。	生涯学習・スポーツ課
3	★親子関係形成支援事業	要支援児童 ⁵⁰ 、要保護児童 ⁵¹ 、特定妊婦 ⁵² のいる世帯等を対象として、親子の関係性やこどもの発達状況に応じて、ペアレント・トレーニング ⁵³ や同じ悩みや不安を抱える保護者同士の相談・共有、情報交換の場を提供する等、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	こども課 健康センター

⁴⁹ 数人ずつのグループに分かれて、討論や制作等を行う学習・選考方法。

⁵⁰ 保護者が育児不安を抱えている、こどもを育てるための知識が不十分で不適切な養育環境に置かれている等のこどものこと。

⁵¹ 保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役等の事情にあるこどもや虐待を受けているこども、家庭環境等に起因して非行や情緒障害を有する等のこどものこと。

⁵² 妊娠中からハイリスク要因を特定できる妊婦で、経済基盤が不安定、家族構成が複雑、親の知的障害や精神的障害等で育児困難が予想される場合等、出産前から出産後において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

⁵³ こどもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示等の具体的な養育スキルを身につけることを目指す、心理教育的アプローチ。

基本方針3 母と子の健康を支える

施策目標1 母子保健サービスの充実

【現状・課題及び方向性】

- 核家族化の進行と地域のつながりの希薄化等により、育児の支援、疑問や悩みを相談する人が身近におらず、母親が育児負担や育児不安に陥るケースがあります。母親の育児不安等を軽減し、孤立を防ぐために、気軽に相談できる場の整備や個々の状況に寄り添った支援体制が必要です。
- 母子保健の水準が改善する一方で、晩婚化による出産の高齢化が進んでおり、妊娠前から産後の適切な健康管理が求められています。妊婦自身が妊娠の早期届出や妊産婦健康診査の受診等、自ら健康行動を行えるよう、妊娠期から出産・子育ての各ステージに応じた情報提供や保健指導、相談、支援等の取り組みの強化が必要です。
- 乳幼児においては、きめ細かい健康管理が必要です。乳幼児の健康診査を充実させることで、障がいや先天性疾病の早期発見につながります。近年は、発達障がい⁵⁴に関する相談が増加傾向にあることから、発達段階に応じた健康診査の実施、情報提供、保健指導、相談等を行う取り組みの強化が必要です。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠届出者に母子健康手帳を交付します。交付時に妊婦の健康相談を実施し、それぞれに寄り添った親子健やかプラン(子育てプラン)を提示します。	健康センター
2	★妊産婦健康診査	医療機関にて、適時かつ必要に応じた妊婦健康診査や、妊婦歯科健康診査を実施します。 また、産後うつ ⁵⁵ 予防や新生児への虐待予防等を図るため、全ての産婦を対象に産後2週間と1か月の2回産婦健康診査を実施します。	健康センター
3	妊産婦乳児訪問	初妊婦や転入者を対象に母子保健推進員 ⁵⁶ が家庭訪問し、妊娠や出産の相談に応じます。 また、保健師や助産師によるハイリスク妊産婦 ⁵⁷ 、生後28日以内の新生児・未熟児等への家庭訪問を実施し、適切な健康管理と情報提供を行	健康センター

⁵⁴ 自閉症、アスペルガー症候群等を含む広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等、脳に何らかの機能障害があり、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得にかたよりや遅れがある状態をいい、通常低年齢で現れるといわれている。

⁵⁵ 出産後数週間から数か月の間に発症する、抑うつ気分、意欲の低下、不眠等の精神症状を伴ううつ病。

⁵⁶ 母親と保健センターの架け橋として子育てを応援するボランティア。

⁵⁷ 早産、多胎妊娠、妊娠高血圧症候群、糖尿病、高齢妊娠等、妊娠・出産において母体または胎児に危険が及ぶ可能性が高い状態にある妊婦や産婦のこと。

		い、育児不安の軽減を図ります。	
4	★産後ケア事業	退院直後の母子を対象に助産師が心身のケアや育児サポート等を行い、身体的回復や心理的な安定を図ることで安心して子育てができるよう支援します。	健康センター
5	産前産後ヘルパー派遣事業	妊婦が重度のつわりや切迫早産等で日常生活が困難な場合や、出産直後の家庭における家事または育児の負担を軽減するため、当該家庭に対して家事または育児の支援を行うヘルパーの派遣に要する経費について助成します。	こども課
6	★乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	健康センター
7	★養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	健康センター
8	乳幼児の健康診査	乳幼児期のこどもの健康・発育・発達状況を確認し、的確な健康管理と異常の早期発見を行います。 保護者の育児負担を確認し情報提供や助言を行い、必要な保健指導を行います。また、就学にむけての切れ目ない支援のため、新たに5歳児健診の実施にむけて、関係機関と調整します。	健康センター
9	むし歯予防パーフェクト作戦事業	むし歯予防のため、1歳6か月児健康診査後、希望者に3歳に至るまでの約半年毎計4回のフッ素塗布や歯みがき指導を行います。	健康センター
10	★こども家庭センター事業（再掲）	全ての妊産婦、こども、子育てを対象に妊娠期から子育て期まで一体的に相談支援や情報発信を行います。また、妊娠や子育てに関して様々な悩みを抱えている方の課題解決のため、必要な支援につなぐ「サポートプラン」を作成し、子育て支援機関と連携しながら伴走的な支援を行います。	こども課 健康センター
11	不妊治療費助成事業	妊娠・出産を望んでいながらこどもに恵まれない夫婦に、不妊治療や不育症治療に対する治療費の助成を行います。	健康センター

12	予防接種事業・ 感染症対策事業	国が定める定期予防接種を適切に実施します。 感染症に対する啓発と情報提供のため、母子健康手帳アプリ「すくすくうおづ(母子モ)」で感染症に関する情報を配信します。	健康センター
----	--------------------	---	--------

施策目標2 小児医療の充実

【現状・課題及び方向性】

- 今後の日本の社会を担う乳幼児の生命を守り育てるためにも、小児医療・小児救急医療の充実を図る必要があります。
- 共働き世帯の増加、核家族化の進行により、保育所等で集団生活を送るこどもが増えています。人の多く集まる場所に長時間いることで、感染症にかかるリスクも高まることから、保護者自身が感染症に対する正しい知識や予防法を知るとともに、必要な時に適切な医療を受けられる小児医療環境を維持することが必要です。
- 新川医療圏小児急患センター事業として、公的病院、医師会、関係大学、行政等の連携協力により、中学生以下の急病と乳幼児のケガに対する新川医療圏における第一次の小児救急医療体制の整備が図られています。夜間、休日・祝日・年末年始等の診療に対応しています。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	こどもの医療費助成事業	0歳児から高校3年生の年度末までのこどもに対し、医療機関等で診療を受けた際の保険診療の自己負担分(食事療養費は除く)を助成します。	こども課

基本方針4 こども・若者の成長を促す

施策目標1 こども・若者の心と体の健全育成

【現状・課題及び方向性】

- 本市では、13 か所の地区コミュニティセンターにおいて、こどもたちの社会性を育くむとともに、地域のつながりを強くする場として、こどもから高齢者まで様々な年代の人が交流できる生涯学習活動が行われています。
- スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ⁵⁸は、こどもたちがスポーツを楽しみ、活動を通じて協調性や社会ルールを学ぶ大切な場として設置されています。しかしながら、少子化による団体の減少や加入率の減少がみられることから、今後の運営のあり方を検討するとともに、加入率を向上させる取り組みが必要です。
- こどもの遊び場を求める声が多く、特に雨天でも利用できる施設や遊具の充実、思い切り遊ぶための広さが求められています。令和9年度に「新川文化ホール」の敷地内に全天候型のレクリエーション施設「新川こども施設」が開設予定であることから、有効な活用が期待されています。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	生涯学習活動	幅広い年代の人が参加し、地域住民の交流の場となるよう、様々な活動を実施し、地域のつながりを強化します。	生涯学習・スポーツ課
2	スポーツ少年団事業	こどもの健全な心身を育成するため、スポーツ少年団の加入促進を図るとともに、時代のニーズに合わせたスポーツ活動を推進します。	生涯学習・スポーツ課
3	総合型地域スポーツクラブ事業	こどもから高齢者までが様々なスポーツに触れ、親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成支援を実施し、地域のスポーツ活動の推進を図ります。	生涯学習・スポーツ課
4	★地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て支援センター（のびのび広場、にこにこ広場）において、親子がともに遊び、自由に交流する場を提供します。 また、子育てアドバイザーによる子育て相談や情報提供を実施します。	健康センター こども課
5	児童センター運営事業	既存施設の有効活用を図り、こどもにとって安全な居場所となるよう努めます。	こども課

⁵⁸ 人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、こどもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

		遊びを通しての友達作りや助け合う心・創造する力を育てることを基本に、様々な遊びや行事等の企画に努めます。	
6	森のあそび場 推進事業	自然の中での遊びや様々な体験活動を通して、こどもたちが自ら学び成長しようとする力を育み、自然環境の保全意識の醸成や利用促進を図ります。	市民環境課 生涯学習・ スポーツ課
7	屋内の こどもの遊び場 の充実	天候に関わらず、こどもが利用できるレクリエーション施設等について関係機関と連携・協議を進めます。(新川こども施設含む)	こども課 生涯学習・ スポーツ課
8	ふるさとキャリア 教育推進事業	魚津の「自然、歴史・文化、産業、人」に触れ、学び、体験し、ふるさとに誇りと愛着をもち、心豊かに生きるこどもの育成を目指します。 また、「社会に学ぶ『14 歳の挑戦』」による職場体験活動等を通して生徒の成長を図ります。	教育総務課
9	まちづくり アイデア実現事業	若者を主体とした団体や高校生が実施する地域課題の解決、地域活性化につながる事業を支援します。	市民自治 推進課

施策目標2 安心して生活できる環境の実現

【現状・課題及び方向性】

- 若者を取り巻く環境は複雑化し、経済的自立の困難さ(非正規雇用増加、奨学金返済等)が課題とされています。精神的健康問題(うつ、不安)も増加傾向にあり、SNS 普及による人間関係の希薄化や孤立も課題となっています。地域コミュニティとのつながりが薄れ、不登校やひきこもりの要因となることが危惧されます。多様な課題が相互に絡み合い、若者の安心した生活を阻害しています。
- 若者の課題は経済、精神、住居、就労等多岐にわたり、包括的な支援が不可欠です。しかし、必要な支援情報が届いていない、既存制度の認知度が低い、利用へのハードルが高いといった問題があります。相談窓口の専門性不足や機関間の連携不足も課題です。これらの課題が、若者の孤立や不安を増幅させています。
- 若者の安心な生活のため、経済的安定支援(就労支援等)、多様な居場所づくり(地域活動、オンライン交流)を強化します。住居確保支援や、若者目線の情報発信、アウトリーチ型⁵⁹の支援も重要です。施策への若者参画を促進し、行政、教育、医療、NPO、企業等が連携する包括的な支援体制を構築します。地域全体で若者を支え、「こどもまんなか社会」の理念を若者支援にも拡大します。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	子育て新婚世帯住宅取得支援事業	子育て世帯及び新婚世帯に対し、住宅取得の支援を行います。また、新婚世帯のうち、所得要件等を満たす場合においては補助金を加算し、さらなる支援を行います。	都市計画課
2	新婚ライフわくわく応援事業	市内在住の新婚世帯の定住を応援するため、賃貸住宅への引越や入居を支援します。	企画広報室
3	次世代を担う女性の健康づくり事業	プレコンセプションケアの一環として、20～30代の子宮頸がん検診対象者に対し、検診の周知と自己負担の軽減を行い、女性の健康づくりを進めます。	健康センター
4	新庁舎整備	児童福祉と母子保健の子育て対策を一体的に実施していくため、健康センターの子育て部門は、予定されている新庁舎整備時に集約します。	財政課
5	企業立地事業 企業誘致推進事業	働く場の創出のため、企業やサテライトオフィスの誘致活動を行います。	商工観光課
6	若者雇用促進事業	高校生合同企業説明会を実施し、市内事業所の魅力を若年者に伝え、市内での就業を支援します。	商工観光課

⁵⁹ 支援を必要とする対象者の居る場所へ積極的に出向いて働きかける支援方法。

7	勤労者融資対策事業	勤労者の生活の維持安定に資することを目的に、勤労者に対して必要とする生活安定資金の融資を行います。	商工観光課
8	女性活躍推進事業	専門家派遣費用や女性の健康課題に対応した設備導入に対し、働き方改革 ⁶⁰ ・女性活躍サポート事業費補助金を交付することで、女性活躍の分野で先駆的な取り組みを行う事業所を支援します。	商工観光課
9	創業者支援事業	起業や開業に対する支援を行うことにより、自己実現を手助けし、若者の起業意欲を喚起します。	商工観光課
10	都市公園整備事業	既存公園の有効活用を図るため、こどもの遊び場機能が求められる地域・公園の絞り込みを行い、優先的な地域・対象公園から具体的な整備計画を進めていきます。	都市計画課
11	魚津総合公園等管理・運営事業	魚津総合公園(みらパーク)について、親子の憩いの場としての活用を促進するため、公園の整備・管理・運営、賑わいづくり等を、官民連携で取り組みます。	都市計画課

⁶⁰ 働く人がそれぞれの意欲、能力、その他の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、企業文化、人々のライフスタイル、働くことに対する考え方そのものを見直していくための取り組み。

施策目標3 若者からの相談体制の充実

【現状・課題及び方向性】

- 当市において、若者が抱える多様な悩みに対応できる専門的な相談窓口は、現時点では十分に整備されているとは言えません。既存の相談機関は対象者が限定的であったり、若者がアクセスしにくい場所や時間帯に限定されていたりする場合があります。このため、多くの若者が悩みを抱え込んでいる可能性があり、孤立や心身の不調につながりかねない状況です。若者自身が「どこに相談すれば良いのか分からない」と感じているケースも少なくないと推測されます。
- 特に、精神的な健康問題、いじめ、不登校、就労に関する悩み等、若者が直面しやすい問題に特化した相談体制が不足しています。また、たとえ既存の窓口があったとしても、その存在が若者に周知されていない、利用への心理的ハードルが高いといった課題も複合的に存在します。結果として、悩みを抱えた若者が適切な支援につなげることができず、問題が深刻化してしまうリスクが高まっています。
- 若者が気軽に相談できる新たな相談窓口の設置を検討します。具体的には、SNS やオンラインを活用した相談体制の導入、学校や地域と連携した出張相談の実施等、若者がアクセスしやすい方法を模索します。また、既存の公的機関や NPO 法人等との連携を強化し、限られた資源を最大限に活用しながら、若者の悩み全般に対応できる体制を段階的に構築し、若者の心に寄り添い、適切な情報提供や支援につなげられるよう努めます。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	青少年育成市民会議	青少年育成のための実践活動や市民への啓発活動等を通して、地域全体で青少年の健全育成推進を図ります。	生涯学習・スポーツ課
2	生活困窮者自立支援事業	就労や住まい、家計管理等、様々な理由により困りごとを抱えている方への相談窓口を設置し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を継続的に実施します。	社会福祉課
3	地域自殺対策事業	「生きることの包括的な支援」としての視点を持ち、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談等、様々な関係機関と相互に顔の見える関係を築き、地域におけるネットワークを強化していきます。	社会福祉課
4	就業相談事業	内職求職者に対し、求人情報を提供し、企業へあっせんし、生活の安定化を支援します。	商工観光課

5	★こども家庭 センター事業 (再掲)	全ての妊産婦、こども、子育て世代を対象に妊娠期から子育て期まで一体的に相談支援や情報発信を行います。また、妊娠や子育てに関して様々な悩みを抱えている方の課題解決のため、必要な支援につなぐ「サポートプラン」を作成し、子育て支援機関と連携しながら伴走的な支援を行います。	こども課 健康センター
6	こころの相談支援	悩みや不安を誰にどう相談してよいか分からず、ひとりで抱え込み孤立しているようなこどもや若者に、本人のニーズに合わせた適切な支援が届くよう、「県子ども・若者総合相談センター」や「若者サポートステーション」等の若者支援機関の周知やそれらの関係機関と連携し、適切な支援を行います。	こども課 社会福祉課

基本方針5 子育てと仕事の両立を支える

施策目標1 職場環境の整備及び啓発

【現状・課題及び方向性】

- 本市における女性の労働力率は、国・県と比較しても高く、アンケートでも母親のフルタイム勤務が、未就学児で4割強、小学生で6割弱となっています。育児をしながらも働きやすく、能力を発揮できる職場環境の整備が必要です。
- 男女ともにワーク・ライフ・バランス⁶¹を保ちながら共働き・共育てをしていくには、企業の理解や協力が不可欠です。女性のみならず、男性にも育児休業、短時間勤務⁶²の取得を促進し、子育てと仕事の両立ができる職場環境を創出するよう、企業に対して強く求め、地域社会全体で支援する社会を作る必要があります。
- 国では、働き続けながら子育てを行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して助成金を支給しています。このような取り組みの周知を強化することにより、企業が子育て支援に取り組むきっかけを与えることが必要です。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	地域企業啓発事業	市広報誌やホームページ、商工会議所会報誌等において、仕事と子育ての両立に向けた支援制度や取り組みについて、情報提供を行います。 また、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催する等、企業への意識啓発を図ります。	商工観光課 市民自治 推進課
2	多様な働き方に関する情報提供	企業訪問等を通して、ワークシェアリング ⁶³ やテレワーク等多様な働き方に関する情報提供を進めます。	商工観光課
3	男性の育児休業取得促進補助金事業	男性が育児休業を一定期間取得した場合に、勤務先に補助金を交付します。	市民自治 推進課

⁶¹ 「仕事と生活の調和」と訳され、働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動等といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

⁶² 1日の労働時間を短縮して勤務すること。

⁶³ これまで1人が担っていた仕事を複数人で行うことにより、一人ひとりの業務にかかる負担を軽減し、効率的かつ生産性の高い業務運営を目指し、1人あたりの労働時間を短くすることも目的とする働き方。

施策目標2 家庭での子育て協力体制の構築

【現状・課題及び方向性】

- こどもがいる共働き夫婦については、保育所等への迎え、夕食、入浴等の育児負担が女性に集中している傾向もあります。
- 本市は、女性の労働力率が高く、またフルタイム勤務者が多いことから、市民一人ひとりの意識改革により、父親の家事・育児参加の促進を強化していく必要があります。また、男性の育児休業取得率がまだ低いことから、今後も継続して啓発していく必要があります。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	男女共同参画 推進啓発	男女共同参画に関する様々な啓発活動等を実施することで、性別に関わりなく、持てる力を発揮し、喜びと責任を分かち合える環境を創出します。	市民自治 推進課
2	男性の育児休業取得 促進補助金事業 (再掲)	男性が育児休業を一定期間取得した場合に、勤務先に補助金を交付します。	市民自治 推進課

施策目標3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実

【現状・課題及び方向性】

- 多様化する保育ニーズに対応するため、様々なサービスの充実が必要です。
- 本市では、病児・病後児保育⁶⁴を実施していますが、アンケートによると利用実績は少なく、その理由として「こどもが不安がるから」が最も高くなっています。仕事を持つ父母が、こどもが病気にかかった時に不安なく預けられる病児・病後児保育施設であることの周知を図る必要があります。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	★病児保育事業	病気や病気の回復期のこどもが、集団生活や家庭での保育が困難な時期に一時的にこどもを預かり、保育します。	こども課
2	保育料の軽減	子育てと仕事の両立を支えるため、子育て世帯の保育料負担を軽減します。	こども課

⁶⁴ 児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応保育。

施策目標4 放課後児童支援施策の充実

【現状・課題及び方向性】

- アンケートによると、平成 30 年調査に比べて小学生の母親のフルタイム勤務者の割合が高くなっており、「利用できる学年を拡大してほしい」という上学年の保護者による放課後児童クラブの利用ニーズは増加しています。しかしながら、上学年のこどもたちには利用の意思が薄く、保護者とこどもとの思いに乖離がみられることから、上学年の見込み量については慎重に算出していく必要があります。
- 清流小学校区では、ニーズが提供体制を上回り、当面不足解消が見込めないことから、令和7年度に放課後児童クラブを新設しました。今後も利用ニーズに応じて体制を調整する必要があります。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	★放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合等に、指導員のもと、授業の終了後や休業日の適切な遊び及び生活の場を提供します。	こども課
2	放課後子ども教室・土曜教室事業	放課後や週末にこどもの居場所をつくるため、学校の校庭や教室を開放し、地域住民の協力によるスポーツや文化活動の実施とプログラムの充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課 こども課

基本方針6 全てのこどもの権利を守る

施策目標1 こどもの権利の保障

【現状・課題及び方向性】

- 国連が制定した「児童の権利に関する条約」に基づき「魚津市子どもの権利条例」を制定し、全てのこどもには生まれたときから「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を尊重するまちであることを明らかにしています。こどもたちが、人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情を持って育てられ、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障されるよう、心豊かな社会を築いていくことが重要です。
- 性別や国籍等に関わらず、次世代を担うこどもの権利の保障を進めるために、こどもが権利の主体であることを広く周知するとともに、人権学習⁶⁵を通じて啓発に努め、家庭や学校、地域等、社会全体で共有していく必要があります。
- 令和5年4月に施行された「こども基本法」の基本理念は、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則である「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」に加えて、「こどもの養育について」と「子育てについて」の6つが掲げられており、これらに則りこども施策に関し、国等と連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、実施する必要があります。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	こどもの権利委員会の開催	子どもの権利条例に基づき、こどもの権利に関する施策の充実を図り、全てのこどもの権利の保障を推進します。	こども課
2	子ども会議の開催	小・中学生によって構成される「子ども会議」において、学校や学年の垣根を越えて交流を深め、こどもの権利に関する内容に基づき、様々な視点から話し合いを行います。	教育総務課 (教育センター)
3	「子どもの権利条例」の周知・啓発	「子どもの権利条例」について、市広報誌、ホームページ等において、内容の周知・啓発を図り、市民がこどもの権利について理解を深めるよう努めます。	こども課
4	日本語指導員の配置	日本語指導が必要な児童生徒に対して生活面や日本語学習等の指導や支援を行います。	教育総務課

⁶⁵ 全ての人々が持つ人権の意義と重要性を理解し、差別や偏見をなくすための知識や態度を身につける学習。

施策目標2 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実

【現状・課題及び方向性】

- 児童虐待や不適切な養育は、こどもの人権を侵害し、こどもの心身の成長や人格形成に影響を及ぼします。本市では、「魚津市要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童の早期発見や関係機関との情報共有を図っていますが、虐待防止及び早期発見をより確実にするためにも、福祉・保健・教育・医療等の関係機関との連携を密にし、支援体制を強化することが必要です。
- 児童虐待は、各家庭の問題ではなく、地域や社会全体の問題として捉えることが重要です。地域や周りの人が児童虐待の疑いを感じた時に、躊躇なく通報や相談できるシステムの構築が求められます。
- 子育て家庭の孤立が、育児不安等を助長させることにつながり、虐待へと発展することもあります。親子教室等への参加を促進し、孤立させない取り組みが必要です。
- こども家庭センターにおいては、児童虐待の予防の観点から子育てやこどもに関する相談を受け、助言やサポートプランの作成等を行うことで、子育てに困難を抱える家庭への支援を切れ目なく、漏れなく、効果的に実施し、安心して子育てができる環境を創出する必要があります。
- ヤングケアラーについては、本人や家族に自覚がなく、また、各家庭の問題として捉えられ、問題が表面化しにくいケースがあることから、見過ごすことなく必要な支援につなげる必要があります。
- ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、教育、福祉、介護等の関係機関が連携を密にし、ヤングケアラーを含む家族の支援を行うことが重要です。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会の開催	児童虐待や不適切な養育を受けている要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、そのこども等に関する情報や支援方針を共有し、適切な対応に努めます。 また、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会を実施し、困難な事例への対応を進めます。	こども課
2	★こども家庭センター事業（再掲）	全ての妊産婦、こども、子育て世代を対象に妊娠期から子育て期まで一体的に相談支援や情報発信を行います。また、妊娠や子育てに関して様々な悩みを抱えている方の課題解決のため、必要な支援につなぐ「サポートプラン」を作成し、子育て支援機関と連携しながら伴走的な	こども課 健康センター

		支援を行います。	
3	産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、全ての産婦を対象に産後2週間と1か月の2回産婦健康診査を実施します。	健康センター
4	★乳児家庭 全戸訪問事業 (再掲)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	健康センター
5	★養育支援訪問事業 (再掲)	乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	健康センター
6	★産後ケア事業 (再掲)	退院直後の母子を対象に助産師が心身のケアや育児サポート等を行い、身体的回復や心理的な安定を図ることで安心して子育てができるよう支援します。	健康センター
7	★子育て世帯 訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	こども課
8	★児童育成 支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事提供等を行います。	こども課 教育総務課
9	★親子関係形成 支援事業 (再掲)	要支援児童、要保護児童、特定妊婦のいる世帯等を対象として、親子の関係性やこどもの発達状況に応じて、ペアレント・トレーニングや同じ悩みや不安を抱える保護者同士の相談・共有、情報交換の場を提供する等、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	こども課
10	ヤングケアラーへの 相談支援	市広報やホームページ、リーフレット等により、ヤングケアラーについての認識と正しい理解の啓発に努めるとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係機関と連携し、適切な支援を行います。	こども課 教育総務課

施策目標3 こどもの貧困対策の充実

【現状・課題及び方向性】

- 生まれ育った環境に左右されることなく、こどもが安心して日常生活を送り、将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力や可能性を伸ばすことができるように、貧困家庭に対しては、個々の状況に応じた生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等の直接的な支援をはじめ、保護者のキャリアアップ⁶⁶につながる就労支援等、それぞれの家庭状況に合わせた適切な支援を行い、自立した安定的な生活を送れるように、貧困状態にあるこどもたちが置かれた環境を改善することが求められます。
- 経済的な理由から、こどもの教育機会に格差が生じないよう、金銭的な負担が少なくても学習できる環境の創出が必要です。
- 日々の生活を送っていく中で、一人では対応しきれないことも数多くあります。様々な悩みや困りごとがでてきた際に気軽に相談できる体制の充実と窓口の周知が望まれます。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	母子・父子家庭 自立支援教育訓練 給付金事業	ひとり親家庭の保護者の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、指定の教育訓練講座を受講する際に、その経費の一部を助成します。	こども課
2	母子・父子家庭 高等職業訓練促進 給付金事業	ひとり親家庭の保護者が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で就業する期間の生活費を支援します。	こども課
3	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	こども課
4	ひとり親家庭等 医療費助成事業	18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭等に対し、病気やケガで医療機関に通院や入院した場合の医療費を助成します。	こども課
5	ひとり親家庭等 学習支援事業	ひとり親家庭等の小・中学生を対象に、学習支援ボランティア等による無料の学習支援を行います。	こども課

⁶⁶ より深い知識や経験・スキルを身につけて能力を向上させ、自分の職務経歴を高めること。

6	相談事業	貧困の状況にある家庭に対し、家庭児童相談員⁶⁷や母子・父子自立支援員⁶⁸等による相談や情報提供を実施します。 また、民生委員児童委員、主任児童委員も同様に相談に対応できるよう資質の向上を図ります。	こども課 社会福祉課 教育総務課
7	こども食堂 ⁶⁹ ・ 地域食堂 ⁷⁰ への支援	こども達の放課後や休日の居場所等として、こども食堂への支援を実施します。 また、こどもだけでなく地域住民も利用できることから、地域の情報交換やコミュニティの場となるように環境の整備を図ります。	こども課
8	奨学金貸付事業	経済的な理由によって修学が困難で、かつ、優秀な生徒に対して、高校や大学等への進学のために奨学資金を貸与します。	教育総務課
9	就学援助事業	経済的理由により、修学困難な児童生徒に対し、学校給食費や学用品等を援助します。	教育総務課

⁶⁷ 家庭や学校での問題を抱える子どもやその家庭に対して、相談や支援を提供する専門相談員。

⁶⁸ 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進のため、こどもや家庭のこと、福祉資金の貸付や就業等の相談を行い、自立を支援する専門相談員。

⁶⁹ 公的な定義はなく、一般的には「こどもが一人でも安心して行ける無料または低額の食堂」とされている。地域のこどもの学習支援や居場所の提供、地域交流の場としても注目される民間発の取り組み。

⁷⁰ こども食堂のように対象者をこどもに限定せず、地域の高齢者等も含めた全ての世代を対象とした食堂。

施策目標4 いじめ防止・不登校のこども対策の充実

【現状・課題及び方向性】

- 近年、いじめ、不登校、ひきこもり等こどもの悩みが複雑化・深刻化しています。このような課題を抱えているこどもが、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立している状況があることから、こどもに加え、保護者への支援を重層的にアプローチし、支援を行う必要があります。
- いじめや不登校等に直面したこどもに対して、個々に寄り添い、それぞれの状況に合わせた適切な相談支援や問題解決に取り組むことが求められていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による相談の機会を充実し、支援体制を強化します。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	いじめ防止対策事業	いじめの未然防止、早期発見や対応について関係機関等との連携を図ります。 各校では、個別の事例について、対応策等を協議しています。	教育総務課
2	教育支援センター事業	不登校児童や教室に入りにくい児童の居場所を設置します。 指導員が、個々の児童に合わせた指導や保護者の相談対応を実施します。	教育総務課
3	スクールカウンセラー・ スクールソーシャル ワーカーの配置	スクールカウンセラーは、悩みのある児童生徒や保護者へのカウンセリングを行います。 スクールソーシャルワーカーは、学校・医療機関、福祉機関等、関係機関と連携調整し、悩みのある児童生徒の環境を整えます。	教育総務課
4	ひきこもり等に対する 相談支援	相談体制の充実を図り、複合的な課題に対応するとともに、県子ども・若者総合相談センターや県ひきこもり地域支援センター等の支援機関の周知やそれらの関係機関と連携し、適切な支援を行います。	こども課 社会福祉課
5	★児童育成 支援拠点事業 (再掲)	養育環境等の課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事提供等を行います。	こども課 教育総務課

施策目標5 障がい児施策の充実

【現状・課題及び方向性】

- 近年、発達障がい等のこどもに関する相談が増加傾向にあります。本市では、健康診査時等発達に遅れのあるこどもの早期発見に努めており、知的障がい、発達障がい、医療的ケア児⁷¹等障がいに応じた個別の療育を実施しています。
- 保護者がこどもの障がいに対して正しい理解ができない場合は、発見の遅れ、ひいては受診の遅れにもつながります。保護者への心身のサポート及び相談・個別対応が行える体制づくりが必要です。
- 関係機関との連携を一層強化し、障がい児に対するサービスの充実を図るとともに、こどもの個性や能力を伸ばす療養支援が必要です。

【具体的な取組】

事業		内容	担当課
1	児童発達支援	障がいに応じた個別の専門的な療育を受けられるよう、通所利用の障がい児だけでなく、地域の障がい児やその家族、保育所等の施設に通う障がい児に対しても支援や療育を実施します。	社会福祉課
2	放課後等デイサービスの実施	学校授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を継続的に支援し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを実施します。	社会福祉課
3	保育所等訪問支援	保育所や認定こども園、小学校等普段通っている施設へ支援員が訪問し、集団生活に適應できるようサポートするとともに、安定した利用を促進します。また、訪問先のスタッフに対して、専門的な支援を実施します。	社会福祉課
4	居宅訪問型児童発達支援	重度障がい等の状態にある障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅に訪問して児童発達支援を行います。	社会福祉課
5	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前の障害児支援利用計画の作成と一定期間ごとに利用状況の検証(モニタリング)を行います。	社会福祉課

⁷¹ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠な児童。

成果指標

各方針の成果指標は次の一覧のとおりです。

☆印は市総合計画の成果指標。

基本方針1 教育・保育環境を充実する

成果指標	指標の考え方	単位	現状(R6)	目標(R11)
☆就学前児童が施設に通園する割合	施設で保育・教育サービスを受けることの割合の現状維持を目指す。	%	83.1	85.0
市内の保育・教育サービス申請に対する受入割合	保育・教育サービスを受ける機会に対するニーズの100%維持を目指す。	%	100	100
延長保育申請に対する受入割合	早朝、夕方の延長保育に対するニーズの100%維持を目指す。	%	100	100
年度途中入所申請に対する受入割合	予定になかった年度途中入所の申請に対して100%の受入を目指す。	%	100	100
保育補助者雇上強化事業及び保育体制強化事業申請への対応	民間事業者が申請する国補助事業に100%対応し、保育の質の向上を目指す。	%	66.7	100

基本方針2 子育てを支える地域をつくる

成果指標	指標の考え方	単位	現状(R6)	目標(R11)
☆この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合(3歳児健診時)	切れ目のない子育て支援を行うことで100%を目指す。	%	96.5	100
☆子育て支援センターの利用者数	利用しやすい環境を整え、利用者の増加を目指す。	人	6,372	8,000
☆こども家庭センター(母子保健)相談件数	相談に至るまでの障害を低減し、相談しやすい環境の維持を目指す。	件	1,492	1,700
親子関係形成支援事業利用件数	ペアレント・トレーニングが必要と考えられる家庭に対して十分な支援が行われる。	件	—	13
ファミリー・サポート・センターの登録者数	相互互助活動として子育てを支援することにより地域の子育て力を向上させる。	人	(協力)37 (依頼)88	(協力)50 (依頼)100

基本方針3 母と子の健康を支える

成果指標	指標の考え方	単位	現状(R6)	目標(R11)
☆乳児家庭全戸訪問実施率	生後3か月までの乳児を持つ家庭の訪問100%を目指す。	%	100	100
産婦健診(1か月)・1か月児健診受診率	出産後及び出生後の母と子の健康状態を把握することにより、必要な支援等につなげる。	%	89	100
妊娠 11 週までの妊娠の届出率	早期の届出を促すことにより、適切なサービスにつなげる。	%	97	100
妊婦訪問実施率	妊娠8～9か月の妊婦家庭を訪問し、家庭状況や健康状況を把握し、適切な支援等につなげる。	%	—	100

基本方針4 こども・若者の成長を促す

成果指標	指標の考え方	単位	現状(R6)	目標(R11)
☆児童センターの延べ利用者数	遊び場の提供等により、施設利用者数を維持する。	人	73,690	73,000
☆地区での生涯学習活動への延べ参加者数	学び続ける環境づくりにより、地区コミュニティセンターにおける生涯学習活動参加者の増加を目指す。	人	10,473	11,000
34 歳以下新規求職者の就職率	若者の求職ニーズに対する求人環境を改善する。	%	37.6	40.0
総合型地域スポーツクラブの加入率	様々なスポーツに触れ、親しむことにより、こどもの心と体の健全な成長を促す。	%	(幼児) 7.5 (小学生) 26.2	(幼児) 10.0 (小学生) 30.0

基本方針5 子育てと仕事の両立を支える

成果指標	指標の考え方	単位	現状(R6)	目標(R11)
☆学童保育申請に対する受入割合	子育てのしやすさを確保するため、ニーズに100%応える。	%	100	100
☆病児・病後児保育施設の延べ利用者数	利用しやすい環境を整え、利用者数の維持を目指す。	人	724	720
☆イクボス宣言 ⁷² をしている行政、企業等の団体数	市民のワーク・ライフ・バランスを推進するため、イクボス宣言事業所数の増加を目指す。	団体	22	50
夫の育休取得を予定している割合(妊娠8か月訪問時)	育休制度の周知、雇用環境改善を促し、希望者が取得できる環境を目指す。	%	-	70.0

基本方針6 全てのこどもの権利を守る

成果指標	指標の考え方	単位	現状(R6)	目標(R11)
☆小中学校就学援助受給率	援助が必要な児童生徒に対し援助体制の維持を目指す。	%	6.03	6.00
☆不登校児童・生徒の割合(30日以上欠席の出現率)	相談体制や受入態勢の充実により、減少を目指す。	%	(小)4.1 (中)8.0	(小)3.8 (中)7.4
ひとり親家庭等学習支援延べ利用人数	ひとり親家庭等のうち学習意欲のある児童生徒に対し、学習支援を行う。	人	160	240
ヤングケアラーの認知度(小5・6年生、中学生)	ヤングケアラーを正しく理解することにより、こどもの権利を守る。	%	(小)13 (中)30	(小)50 (中)80

⁷² 管理職(上司)が「部下の仕事と育児・介護等の両立(ワークライフバランス)を応援し、自らは仕事も私生活も充実させながら組織の成果も出す『イクボス』になる」と宣言し、そのための具体的な行動や目標を社内外に示すこと。

第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援制度の事業体系

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の作成する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みとなっています。

■認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の 必要性	施 設 分 類			
			幼稚園	保育所	認定 こども園	地域型 保育
1号	3歳以上	無	○		○	
2号	3歳以上 (教育ニーズ有)	有	○※	○	○	
	3歳以上 (教育ニーズ無)	有		○	○	
3号	3歳未満	有		○	○	○

※1号として認定

2 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、本計画において「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域(以下、「教育・保育提供区域」という。)を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は地域型保育事業⁷³の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、市内のニーズに柔軟に対応し提供できるよう、「教育・保育提供区域」を次のとおり定めます。

⁷³ 家庭保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のこと。

■教育・保育の提供区域

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	2号認定(3～5歳:保育)	市内全域	
	3号認定(0～2歳:保育)	市内全域	
	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	市内全域	
地域子ども子育て支援事業	延長保育事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育事業と合わせ、市内全域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	市内 5区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とし、5区域を設定します。
	子育て短期支援事業	—	市外にある児童養護施設 ⁷⁴ 等での事業実施のため、区域の設定はしません。
	一時預かり事業※	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育事業と合わせ、市内全域とします。
	病児保育事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	市内全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
	養育支援訪問事業	市内全域	
	子育て世帯訪問支援事業	市内全域	
	利用者支援事業	市内全域	
	妊婦健康診査事業	市内全域	
	児童育成支援拠点事業	市内全域	
	親子関係形成支援事業	市内全域	
	産後ケア事業	市内全域	

※「一時預かり事業」は、保育所における一時預かりを指します。

⁷⁴ 保護者のいない児童や保護者のもとで養育させるのが不適当な児童を入所させて養育するとともに、退所した者についての相談やその他自立のための援助を行う施設。

3 幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保の内容

(1)保育事業

保護者の就労や病気等により、家庭でこどもをみることができない場合に保護者の代わりに保育します。

① 見込み量の内容

- ・見込み量は、ニーズ調査だけでなく本市の実態を踏まえ、令和6年度の必要利用定員総数を年齢人口数で除して利用率を算出し、令和8年度以降の推計人口に乗じて算出しています。

単位(人)

		令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号	
		3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
①見込み量 (必要利用定員総数)		556	74	155	167	521	73	151	163	493	71	149	160	467	70	145	157
②確保の 内容	保育所	173	16	40	51	173	16	40	51	173	16	40	51	173	16	40	51
	認定こども園	504	58	142	154	504	57	142	154	504	55	142	154	504	54	142	154
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		121	0	27	38	156	0	31	42	184	0	33	45	210	0	37	48
②－① 合計		186				229				262				295			

② 提供体制と確保の考え方

- ・令和8年度から令和 11 年度にかけて、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあります。
- ・一方で、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」や保育所・認定こども園の3歳以上児に対する保育士配置基準が改善され、さらに1歳児の配置基準の改善も予定されていることから、規模適正化により保育士を集約化させることにより配置基準への対応を図るとともに、実情に即した配置を行い、教育・保育の質の確保及び向上を図ります。
- ・本市では、共働き・共育で家庭の増加及び児童の保育料・副食費の無償化の対象を拡充したことにより、今後1歳児以下の入所率の増加が見込まれます。確保の内容としては、充足していますが、今後、入所の状況を詳細に把握していくことが求められます。
- ・地域型保育事業(小規模保育⁷⁵事業等)については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

⁷⁵ 保育を必要とする0～2歳のこどもについて、少人数(6～19人)を対象に保育を行うもの。

(2)教育事業

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長します。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、未就学児を対象としたニーズ調査のデータをもとに算出した数値を見込み量としています。

単位(人)

	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳	
①見込み量 (必要利用定員総数)	32	7	39	30	6	36	30	6	36	29	6	35
②確保の 内容	幼稚園											
	認定こども園		66			66			66			66
②-①			27			30			30			31

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 本市において教育事業は、認定こども園が担っています。
- ・ 令和8年度から令和9年度にかけては、児童人口の減少に伴い見込み量も減少し、その後横ばいに転じます。

(3)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

こども誰でも通園制度は、国が令和8年度から本格実施を目指す新たな通園給付制度であり、月一定時間までの利用枠内で、保護者の就労要件を問わず、全ての家庭の0歳6か月～3歳未満の未就園児が保育所等を定期的に利用できるようにするものです。

保護者が就労していない場合でも、保育所や認定こども園で月10時間までの預かりを行うことで集団生活の機会を提供し、こどもの成長を促すとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消につなげます。

また、乳児等通園支援事業の利用者が、教育・保育施設へ円滑な移行ができるよう支援します。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、0歳6か月から3歳児未満までの未就園児を対象に見込み量を算出する算出式を使用し設定しています。

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	7	7	6	6
②確保の内容	7	7	6	6
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、本事業の実施に向け検討を進めていきます。
- ・ 確保の内容は、見込み量を全て受け入れるため、見込み量と同数となっています。
- ・ 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間の情報共有を支援します。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容

(1)延長保育事業

認定を受けた保育時間を越えるニーズに対応し、保育を実施します。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、令和4年度から令和5年度までの直近2年間の平均利用回数に各年度の0歳児から5歳児までの推計人口を乗じて設定しています。

単位（件）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	6,732	6,425	6,147	5,909
②確保の内容	7,700	7,700	7,700	7,700
②－①	968	1,275	1,553	1,791

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 本市では10園（公立2園、私立8園）で実施しています。
- ・ 確保の内容は、令和4年度から令和5年度までの2年間の平均利用件数を参考に設定しています。
- ・ ニーズに対する提供体制は、現在の体制で十分に確保されていますが、多様化するニーズにあわせて、時間の拡大や未実施園での実施を検討します。

(2)地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、親子がともに遊び、自由に交流する場を提供します。

また、子育て支援アドバイザーによる子育て相談や情報提供を実施します。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、令和元年度から令和5年度までの5年間のこどもと保護者それぞれの利用人数の平均を参考に設定しています。

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	5,426	5,321	5,206	5,104
②確保の内容	6,400	6,400	6,400	6,400
②－①	974	1,079	1,194	1,296

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 本市では、市子育て支援センター(のびのび)、かづみ認定こども園子育て支援センター(にこにこ)で実施しています。
- ・ 確保の内容は、過去2年間の利用者数の平均を参考に設定しています。
- ・ ニーズに対する(0歳児から2歳児までの利用者数)提供体制は、現在の体制で十分に確保されています。
- ・ 本市では、少子化により、地域子育て支援拠点事業の利用者が減少することが見込まれています。事業の周知・広報を積極的に行い、利用しやすい環境を作ります。

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、指導員のもと、小学生の授業終了後や長期休み等の適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

① 見込み量の内容

- ・ 下学年の見込み量は、各学年の児童数と放課後児童クラブの通年利用者並びに一時的保育利用者の1/5の実績から利用率を算出し、推計各学年児童数に乗じたものを設定しています。
- ・ 上学年の見込み量は、令和5年度から令和6年度までの2年間の利用割合を算出し、各学年児童数に乗じたものを推計値として設定しています。

〈清流小学校区〉

単位(人)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	101	106	104	101
1年生	37	47	38	37
2年生	33	32	40	32
3年生	28	24	23	29
4年生	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1
②確保の内容	127	127	127	127
②-①	26	21	23	26

〈よつば小学校区〉

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	116	105	97	91
1年生	41	37	37	33
2年生	41	34	30	31
3年生	20	20	17	15
4年生	8	7	7	6
5年生	4	5	4	4
6年生	2	2	2	2
②確保の内容	142	142	142	142
②－①	26	37	45	51

〈星の杜小学校区〉

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	54	51	47	48
1年生	23	15	18	22
2年生	20	21	13	16
3年生	10	14	15	9
4年生	1	1	1	1
5年生	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0
②確保の内容	72	72	72	72
②－①	18	21	25	24

〈道下小学校、経田小学校区〉

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	121	119	111
1年生	48	47	46	39
2年生	38	41	40	39
3年生	23	22	24	23
4年生	9	8	7	8
5年生	2	3	2	2
6年生	0	0	0	0
②確保の内容	122	122	122	122
②－①	2	1	3	11

② 提供体制と確保の考え方

〈全体〉

- ・ 確保の内容は、面積基準 1.65 m²/人により設定しています。
- ・ 学年を問わず登録率が向上傾向にあります。保護者のニーズに応えるためには、確保方法を検討する必要があります。

〈清流小学校区〉

- ・ 令和7年度に加積コミュニティセンター内に、かづりん放課後児童クラブを開所し、見込み量に対する提供量は、現在の提供体制で確保されています。

〈よつば小学校区〉

- ・ 令和7年度までは、つばめ児童クラブ、村木児童クラブ、上野方放課後児童クラブで実施していましたが、上野方コミュニティセンターの建替に伴い、上野方放課後児童クラブは令和7年度末で閉所しました。一方、民間で新設する動きがあり、見込み量に対する提供量は、現在の提供体制で確保されています。

〈星の杜小学校区〉

- ・ 星の杜小学校に併設された星の杜放課後児童クラブで実施されています。
- ・ 見込み量に対する提供量は、現在の提供体制で確保されています。

〈道下小学校、経田小学校区〉

- ・ 道下小学校、経田小学校は、将来的に統合予定となっています。
- ・ 現在、両小学校の見込み量に対する提供量は、現在の提供体制で確保されています。

(4)子育て短期支援事業

保護者の疾病により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、1週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童養護施設等で児童の養育・保護を行います。

① 見込み量の内容

- ・ 本市では、過去に実績がないことから、見込み量2人(各施設1人)と設定しています。

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	2	2	2	2
②確保の内容 (他事業で対応)	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ ニーズがあった場合は、富山市にあるルンビニ園、乳児院に協力依頼し、支援の提供体制を整えています。

(5)一時預かり事業

未就園児で家庭での保育を受けることが困難になった場合、保育所・認定こども園において一時的な預かりを実施します。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、令和元年度から令和5年度までの5年間の内、コロナ禍の令和2年度～令和4年度を除いた令和元年度と令和5年度の2年間の平均利用率に各年の0歳児から5歳児までの推計人口を乗じて設定しています。

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1,197	1,142	1,093	1,050
②確保の内容	1,488	1,488	1,488	1,488
②－①	291	346	395	438

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 本市全ての保育所・認定こども園で実施しています。
- ・ 確保の内容は、令和元年度から令和5年度までの5年間の内、コロナ禍の令和2年度から令和4年度までを除いた令和元年度と令和5年度の2年間の平均を参考に設定しています。
- ・ 確保の内容も見込み量と同様の計算方法で算出しています。

(6)病児保育事業

病気や病気の回復期のこどもが、まだ保育所・小学校等に通えない等、家庭での保育ができない場合にこどもを一時的に預かります。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、令和7年度から令和11年度までそれぞれの0歳児から5歳児までの推計人口に平成31年から令和5年度までの平均利用率を乗じたものを設定しています。

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	512	490	471	453
②確保の内容	650	650	650	650
②－①	138	160	179	197

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 本市では、1か所(キッズベアー)で病児保育事業を実施しています。
- ・ 確保の内容は、令和元年度から令和5年度までの受入れ実績を参考に設定しています。
- ・ ニーズは、現在の提供体制で十分に確保されています。

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

児童の預かりを希望する保護者(依頼会員)と、援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、平成30年度から令和4年度まで(令和5年度は異常値のため除く)の実施人数の過去5か年の最大値を参考に設定しています。

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 過去5か年の成功率(実施件数/調整件数)の平均は35.3%となっています。
- ・ 今後は、1年間の成功率40%を確保できるよう協力会員の充実を図ります。
- ・ 確保の内容は、会員相互提供型サービスであるため見込み量と同数となっています。

(8)乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進員⁷⁶や市保健師等が生後4か月までの乳児のいる家庭に「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)」を行い、母子の健康状況の確認や情報提供を行い、育児不安軽減を図ります。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、当該年度の0歳児推計人口を参考に設定しています。

単位(人)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	171	168	164	161
②確保の内容	171	168	164	161
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。
- ・ 確保の内容は、全戸訪問のため見込み量と同数となっています。

(9)養育支援訪問事業

こどもの安定した養育を図るため、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ⁷⁷等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、過去5年間の対象世帯数を参考に設定しています。

単位(世帯)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0

⁷⁶ 地域において、母子保健活動(乳幼児健診、育児相談、訪問等)の啓発や情報提供を行い、行政と住民のパイプ役として活動するボランティア。

⁷⁷ 出産・子育ての期間に、母親が情緒不安定、うつ状態、睡眠障害等を起こす状態を指す俗称。

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・指導・助言を行います。
- ・ 確保の内容は、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が全戸訪問し、養育に関する指導・助言を行うため見込み量と同数となっています。

(10)子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、対象世帯数算出時点で0歳児から17歳までのこどもがいる家庭で、本事業の利用が望ましい世帯の総計となっています。

単位（回数）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 令和7年4月より本事業を開始し、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えています。
- ・ 確保の内容は、世帯訪問支援が特に必要と判断した家庭を訪問支援員が訪問し、支援を行うため見込み量と同数となっています。

(11)利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業以外)

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。国が示す類型には、「基本型及び特定型」、「こども家庭センター型」、「地域子育て相談機関」の3つがあり、対象者や相談内容等に応じて実施します。

① 見込み量の内容

- 見込み量は、提供区域ごとに事業実施箇所を設定しています。

単位（か所）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- 基本型及び特定型は、こども課が配置する子育て支援コーディネーターが中心となって実施します。
- こども家庭センター設置に伴い、令和7年度から“母子保健型”は“こども家庭センター型”に変わり、健康センターに配置する保健師・助産師・看護師が相談に対応します。
- 児童福祉法が改正され、“地域子育て相談機関”を中学校区に1か所を目安に整備する必要が生じたため、こども課と健康センターで実施します。

(12)利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業)

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

① 見込み量の内容

- 見込み量は、妊娠届出者に各3回の面談または電話をすることをもとに伴走型の支援を行うことを想定し、設定しています。

単位（回数）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」が創設されたため、伴走型相談支援を実施します。
- ・ これまでの推移から、妊娠届出数は減少していくと見込んでいます。全ての妊娠届出1組(妊婦及びその配偶者等)に対して3回ずつの面談または電話をすることとし、こども家庭センター(母子保健事業分)の保健師・助産師・看護師が面談を担うことで、妊娠から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援体制を進めます。
- ・ 確保の内容は、見込み量と同数とします。

(13)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するよう、公費負担で妊婦健診を実施します。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、直近2か年の実績をもとに、令和7年度から令和11年度までの妊婦の推計人口を乗じて設定しています。

単位（回数）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1,950	1,920	1,880	1,850
②確保の内容	1,950	1,920	1,880	1,850
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 今後も母子健康手帳を交付した全ての妊婦に対し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう健診の受診をすすめます。
- ・ 確保の内容は、見込み量と同数となっています。

(14) 児童育成支援拠点事業

虐待リスクが高い、不登校等、養育環境等の課題を抱える児童(主に学齢期以降)を対象に、個々の状況に応じた支援を包括的に提供していきます。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、対象児童数算出時点で6歳児から 17 歳までの利用が望ましい児童の総計となっています。

単位 (人)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。
- ・ 児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
- ・ 確保の内容は、児童や保護者からの相談や、情報提供等により本事業による支援が必要と判断した児童や保護者に支援を行うため見込み量と同数となっています。

(15)親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童、特定妊婦のいる世帯等を対象として、親子の関係性やこどもの発達状況に応じて、ペアレント・トレーニングや同じ悩みや不安を抱える保護者同士の相談・共有、情報交換の場を提供する等、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、対象世帯数算出時点0歳児から 17 歳までのこどもがいる家庭で、本事業の利用が望ましい世帯の総計となっています。

単位（世帯）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	13	13	13	13
②確保の内容	13	13	13	13
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるための講義、グループワーク、個別のロールプレイ⁷⁸等を実施します。
- ・ また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を創設します。
- ・ 確保の内容は、相談支援員等が対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯となるため見込み量と同数となっています。

⁷⁸ 「役割(role)」を「演じる(play)」ことで、実際の現場や場面を想定して疑似体験し、課題を明確化したり、スキルを高めたりする学習方法。

(16)産後ケア事業

心身の健康を保ち、育児の負担を軽減するため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

① 見込み量の内容

- ・ 見込み量は、令和元年度から令和5年度までの5年間の利用実績を参考に設定しています。

単位（人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0

② 提供体制と確保の考え方

- ・ 退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施します。
- ・ 実施内容は、アウトリーチ型・デイサービス型⁷⁹・ショートステイ型⁸⁰の3種類があり、個々の状況に応じて、ふさわしい内容を実施していきます。
- ・ 確保の内容は、産後ケアを希望する産婦が、アウトリーチ型・デイサービス型・ショートステイ型いずれかの事業を利用するものであるため、見込み量と同数となっています。



⁷⁹ 施設に通い、食事等の生活支援サービスを受ける通所サービス。

⁸⁰ 短期間だけ施設に入所して、日常生活のサポートを受けられる短期入所サービス。

5 保育施設等の今後のあり方

(1) 公立保育所等のこれまでの経過

小学校就学前までの時期は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、こどもの生涯にわたる人間形成の基礎がつくられ、情緒的・知的な発達が促進されます。また、こどもの将来の可能性をより広げるためには、心身の発達を助長し小学校以降の生活や学習の基盤を培うことが必要です。保育所等ではその役割を担い、こどもの最善の利益を考慮し、こどもを心身ともに健やかに育成することに努める必要があります。

しかしながら、小規模園では、家庭的で細やかな保育や教育ができる反面、友達が固定しやすく、交友関係や遊びに広がりや深まりが見られない等の課題があり、望ましい集団活動が実現できる環境を整えることが必要と考えています。

適正な保育環境や、小学校規模適正化による小1ギャップ⁸¹の緩和等の観点から、保育所等の規模適正化を検討し、園児数の減少した公立保育所等の閉園を行っています。直近では、令和4年度末に野方保育園、令和6年度には、松倉保育園と片貝保育園、大町幼稚園を閉園し、規模の適正化を図りました。

(2) 今後の方針

①保育士の確保・処遇の改善

公立園の規模適正化により、残る3園に保育士を集約することで、こどもたちの保育環境の向上を図り、併せて、保育士の新配置基準や令和8年度から本格実施される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」への対応も図りたいと考えています。

また、保育士の賃金面や職場環境面でのさらなる処遇改善が求められています。賃金面では国の処遇改善施策を活用し、今後も改善に努めるほか、令和6年度に導入した保育所ICTシステムについて、研修等により利用習熟度を高めながら、保育業務の効率化による保育士等の負担軽減を図ります。

私立園においては、保育補助者雇上強化事業や保育体制強化事業を実施し、保育士補助の人材確保を支援することで保育士の業務負担軽減を図り、保育士の定着率の向上に努めるとともに教育・保育の質の確保及び向上を図ります。

②公立園の維持・認定こども園化

今後も出生数の減少に伴う少子化は進行することから、いずれの園でも在園園児数の減少が見込まれますが、公立園は、「子育て支援の中核的機能」、「民間保育施設に対する相談・支援機能」、「定員調整機能」、「多様なニーズへの対応」等の役割があることや、現在雇用している保育士の雇用維持の観点からも、今後も継続して維持していく必要があると考えます。

⁸¹ 幼稚園・保育所等の生活から小学校の学習中心の生活へ移行する際に、環境や活動内容の変化に適應できず、こどもが心身の不調をきたしたり、生活習慣が身につかなかつたりする問題。

また、令和6年度末で大町幼稚園が閉園となり、1号認定(教育標準時間認定)園児の受入れについて公立園での受け皿がなくなりました。私立認定こども園では受入れ対応していますが、公立園としての役割やニーズもあるため、公立保育所の「認定こども園化」の検討を進める必要があります。

公立保育所と私立認定こども園においては、今まで以上に情報交換、情報共有等の交流を強化し、官民の垣根を越えて幼児教育に努める必要があります。

③幼児教育から小学校教育への円滑な接続の推進

幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要であり、特に小学校入学当初は幼児教育との指導法の連続性・一貫性を確保することが重要です。

これまでの取り組みとして、令和4年度には、経田小学校、経田保育園、天神保育園をモデルとし、幼児期と小学校との架け橋期カリキュラム⁸²を作成しましたが、令和7年度には、国の方針により学校、保育所等の合同研修会を開催し、円滑な接続体制のためのカリキュラムを改めて作成しました。

今後も地域の幼児教育施設と小学校との円滑な接続のために関係機関が連携しながら、幼児期及び幼保小の接続期の教育の充実を目指し一体的に取り組んでいきます。

③ 施設の整備・改修

本市の公立園のうち道下保育園と青島保育園の2園は、園舎が建築されてから 40 年以上経過しており老朽化が進んでいます。また、経田保育園についても 30 年以上経過しております。

今後は、公立園の統合も視野に入れながら、本計画期間内での園舎建替えの検討を進めていく必要があります。併せて、私立園から園舎の建替え等の要望があった場合には、国の補助金等を活用し支援していきます。

④ 企業等の協力

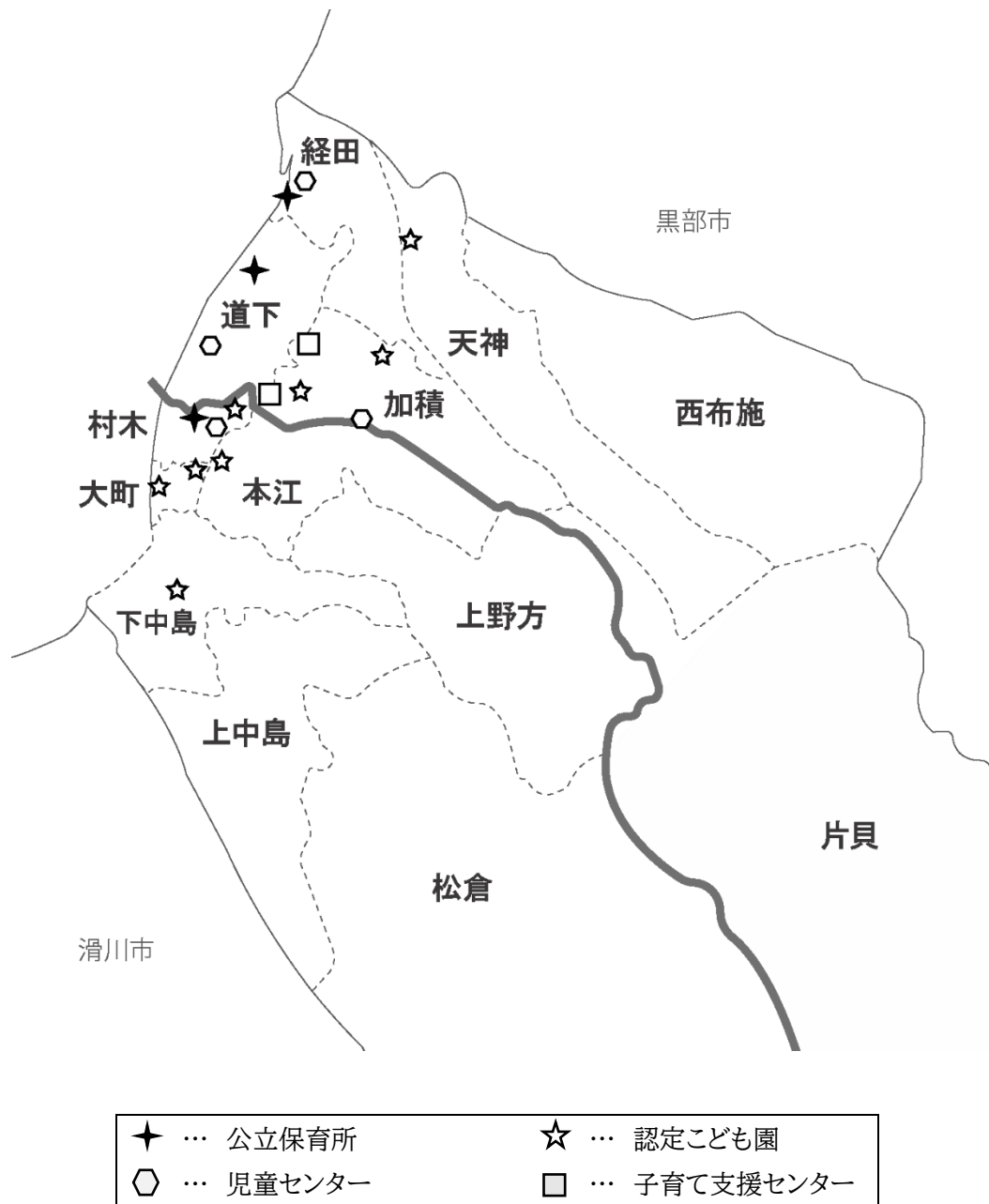
保育所等が少なくなることで、居住地から遠く離れた保育所等にこどもを預けるケースが現れてくるため、仕事を持つ保護者においては、朝早くから保育所等への送迎が必要となり、こどもも保護者も大きな負担となります。子育てしやすい環境をつくるには行政の力だけでは限界があり、企業の協力が不可欠であることから、フレックスタイム制や始業時間、終業時間の繰り下げ、繰り上げといった柔軟な働き方を推進していく必要があります。

⁸² こどもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指すもの。

(3) 魚津市の保育所・認定こども園の状況

①魚津市全体の教育・保育施設等の配置状況

あいの風とやま鉄道魚津駅周辺に施設が集中しています。また、公立3園・私立8園が、東西地区それぞれ東部5施設、西部6施設に配置されています。



②保育所・認定こども園の園舎の状況

本市の保育所・認定こども園は 11 園ありますが、そのうち5園が昭和 50 年代に建築された園舎であり、老朽化が進んでいます。

■施設の状況(令和8年4月1日現在)

施設名			建築年	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震基準	耐震化
西部 地区	公立	道下保育園	S57	R C	2	896.86	新基準	－
	私立	魚津こども園	S58	R C	2	783.83	新基準	－
	私立	魚津第二こども園	R7	S	2	932.75	新基準	－
	私立	魚津にじいろこども園	R2	S	1	797.22	新基準	－
	私立	認定こども園川原保育園	H18	W	2	472.07	新基準	－
	私立	幼保連携型認定こども園 ほんごうこども園	S55	R C	2	710.97	旧基準	済
東部 地区	公立	青島保育園	S56	R C	2	1,066.20	旧基準	不要
	公立	経田保育園	H4	R C	1	709.80	新基準	－
	私立	かづみ認定こども園	H17	S	2	954.02	新基準	－
	私立	認定こども園吉島保育園	S57	R C	2	1,079.74	新基準	－
	私立	幼保連携型認定こども園 天神保育園	H5	R C	1	801.06	新基準	－

※R C：鉄筋コンクリート造り、S：鉄骨造り、W：木造

第6章 推進体制

1 子ども・子育て会議での計画の評価と点検

本計画を着実に推進するため、庁内の推進体制や市民、地域、団体等との協働体制の中で施策・事業を実施していくとともに、その進捗状況を定期的に評価・点検し、今後の事業実施に反映します。

また、計画に掲げた施策・事業の実施状況については、「子ども・子育て会議」にて進捗状況等を報告し、適切に実施されているかを評価・点検します。

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保の内容等、具体的な数値目標を設定した部分については、詳細にその状況を確認し、計画と大きな乖離が見られた場合は、必要に応じて計画の見直しを行う等、柔軟な対応を行います。

2 庁内の推進体制

本計画は、こども・若者・子育て世代支援のための総合的な計画として、教育・保育をはじめ保健・医療・雇用・生活環境等多岐の分野にわたっています。こども課を中心に、「魚津市少子化対策推進庁内会議」の中で、関係各課の施策・事業の実施状況を定期的に共有するとともに、関係各課との連携を強化し、取り組むべき課題等の共通認識を持ち、本計画を総合的・計画的に推進します。

3 市民・地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとしていくためには、市が本計画に基づき子育て支援施策・事業を着実に実施していくとともに、市民や企業、保育所・認定こども園、学校等、地域の関係団体等の協力と主体的な取り組みが必要不可欠です。

そのため、本計画の内容を市広報誌やホームページ等を通じて、積極的に周知や啓発活動等を行うとともに、こども・若者・子育て世代に関わる関係機関や企業、各種団体等と連携・協力体制を強化し、本計画の取り組みを推進します。

4 広域調整や県との連携

市を超えた広域的な教育・保育のニーズ、障がい児や要保護児童への対応等、供給体制や支援体制の整備が必要な場合は、県及び近隣市町村との連携・調整を図り、より充実した取り組みを進めます。

資料編については、魚津市ホームページでご参照ください。

<https://www.city.uzo.to.yama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=6356>

下記 QR コードからもダウンロードできます。



魚津市こども計画

発行年月：令和8年3月

発行：魚津市民生部こども課

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

TEL:0765-23-1006